

○濱地委員長 これより会議を開きます。

昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案外六件を一括議題とし、主として厚生省及び自治省関係等について質疑を行ないます。

質疑の通告があります。順次これを許します。八木一男君。

○八木(一)委員 官房長官に、今次の災害に關して、また起こらないことを希望いたしますが、不可避免的に将来起こるべき災害についての、個人災害に対する対処の問題を中心としてお伺いをいたしたいと思います。

内閣総理大臣に御出席を要求いたしましたわけでございますが、まだお見えになりません。官房長官は、災害の問題について、各省別の問題を取りまとめ、総理大臣のかわりにいろいろ御答弁になる立場におられると存じますので、これから官房長官にお伺いをいたしますが、内閣全体の意思としてお答えを願えるものと理解してやっておきたいと思いますが、それでよろしゅうございませうか。

○大平政府委員 そのようなつもりでいたしたいと思います。

○八木(一)委員 今次の第二戸台風あるいは集中豪雨その他で、非常に国民の方々に大きな被害が起り、不幸にして生命を失った方や、負傷された方や、家財を失った方がたくさんあって、その点につきましては、国会も与野党すべて、また、政府も心を痛めまして、何らかの問題に対してできる限りの処置をとりたいということで、災害対策委員会の討議を展開されてお

るわけでございますが、政府とされる、あらん限りの、可能な限りの、こういうことに対して対処する御決心がなければならぬと思ひますが、それについての総合的な御返事をいただきたいと思ひます。

○大平政府委員 仰せの通りでございますが、可能な限りの措置をとるべく、せつかく努力いたしております。先般、この臨時国会に提案いたしました法律のほかに、七件御提案申し上げたことにいたしましたし、すでに提案いたしましたおりましたる各法案につきまして、六件にわたりましたる政府修正を決定いたしました。近くその手続を進めて参る所存でございます。仰せのような決意で、個々のケースにわたりました、周到な配慮をいたしておるつもりでございます。

○八木(一)委員 いろいろと政府としても御努力になって、幾つかの法律を出しておられるということは、私どもも承知をいたしておりますし、これからも出される用意をしておられる法律のことも伺っております。しかしながら、その中で、個人災害、ことに家屋の倒壊とか、流失とか、埋没とか、焼失とか、そういう問題、それ以上に不幸にしてこの災害で生命を失った方々の問題、また、負傷あるいは罹病してあとの医療費で困っておられる方々の問題、あるいはそれで生活の根拠を失って、立ち上がり非常に難澁をきわめておられる方々の問題について、直接にずばりと対処すべき方策が、政府から積極的に何らかの示されておらないというところは、非常に残念であります。私は、あらん限りの、できる限りの対処をしたいという政府の意思があ

る以上は、おくれはせであります。一両日中に、そのような個人被害に対処する方策が政府から出されてしかるべきだと思ひますが、それについて政府が何らかの考えをあらわさるかどうか、この問題について伺いたいと思ひます。

○大平政府委員 その問題につきましては、本委員会におきましても、また、閉会中の協議会におきましても申し上げたわけでありますが、個人被害を国家がどういう方法でどの程度御援助申し上げて復興に寄与するかということは、ただいまの災害復旧に対する制度のもとで可能なことをきめこまかく拾ひ上げて対処いたしておるわけでございますが、今八木委員の言われたことは、そういう制度を越えて、災害による個人被害に対しまして対処する、政府の、国としての新しい仕組みについてどう考えておるか、こういうことであろうと思ひます。

○八木(一)委員 御承知のように、個人被害につきましては、原則として、ただいままでのところ、農地等以外は財政補助の対象になつておりません。従つて、政府機関、金融機関等による金融あるいは財政からの直接の金融、そういった特別金融措置でもって対処して参りました。災害救助の場合は、これはまた別でございますけれども、そういう個人の財産並びに生命に対しましては、財政制度として確立した補助制度がないわけでありまして、これをどうすべきかという問題は、今御発言がございまして、たように、相当重大な問題だと思ひます。でございますが、協議会におきまして、あるいは本委員会におきまして、私からも申し上げたつもりでございますが、それは財政政策の上から

も、立法政策の上からも、非常に重大な問題でございまして、政府として考究する余裕を与えていただきたい。今八木委員がおっしゃったような御意見は、政府内部でもございまして、これは検討に値するし、また、検討しなければならぬ問題点であることは、私どもも重々承知いたしておりますが、何さま問題が非常に重大な問題でございまして、ここの一両日中に成案を得て提案せよというお気持はわかりますけれども、そういう用意ができるということとを私はまだ申し上げる自信がないのでございます。そういう問題は、財政的にも法制的にも、立法政策上非常に重要な問題でありますから、あらゆる角度から検討させてもらいたい、また、検討してみようという意向はあるわけでございまして、そういう事情にありますことを御了承いただきたいと思います。

○八木(一)委員 官房長官から、非常に率直であつて、事実を曲げない御答弁であつて、しかも、かなり熱意のこもつておられる御答弁があつたことは、非常に印象としてよいのであります。が、そのような印象とは別に、ほんとうに国の政治をあげる政府として、非常にその処置がおそいという怠慢のそしりは免れないと思ひます。集中豪雨があつてから、すでに相当の日にちが経過しておるわけですから、そのときからかかつていけば、いかにむづかしい問題でも片づくわけでありまして、今からでもこれはできることであります。一両日中にはこれはむづかしいかもしれませんが、しかしながら、正しいことであつて、国民の要望していることであつて、与野党ともに要望し

ていることであつて、政府もそれしたいということであれば、一両日は無理であつても、数日、一週間もあればできるわけでありまして、問題のない前進する法律であれば、その審議にもそれほど時間を要しないでしょう。ですから、今国会中に必ず成立をするように、成案を四、五日の間に成されること、国民の負託にこたえる政府の責任であらうかと思ひます。それについて、非常に問題がむづかしいので、準備に時間がかかる、あるいはいろいろなことが必要であるということであれば、審議の時間を省略するために、与野党の方も積極的に御参加になると思ひますし、野党のわれわれも参加するのによさかではございませぬ。政府とともに、法律的な問題、財政的な問題を解決するために、即時協議に移つて、その問題については事前に審議ができておるので、スムーズにいけるような態勢を作つて、今国会中にこの被災者の問題に対処できるような法律を成立されるのが、非常に大事ではないかと思ひます。今からでも、日ごろのたちおくれを、今までの怠慢を取り戻すために、政府が対処される決意を固められてしかるべきだと思ひます。ただいま内閣全体にかわつて御答弁をお願いしたわけでございまして、このような問題に異議のあらうはずがありません。閣議で異議があるとした場合は、その大臣は不適格者であります。それについての具体的、法律的、財政的な努力を怠る者があれば、財政的にも立法的にも不適格者であります。限度はあるではありません。しかしながら、この問題をどのような形でか実現するという努力をすれば、必

ず実現はできる態勢にある。即時に内閣も各政党もこの問題に努力して、国会会中に法律的にこの問題に対処できるといふふうにするべきだと思ふのであります。この問題について、官房長官の責任のある御答弁を伺いたい。

○大平政府委員 非常に御性急なお話でありますし、その熱意は十分私どもも了するわけでございまして、けれども、先ほど申しましたように、この問題は、財政的にも法制的にも大へん奥の深い問題でございまして、これに関連した問題を幅広く深く究明していかなければ、なかなかむずかしい問題であるとは判断いたしております。また、そういうように問題点を周到に究明していくことが、まず国民の負託にこたえるゆえんではないかと思ひますので、今国会中に成案を得て出せというこゝろにつきましては、御熱意のほどは十分わかりますけれども、この場でお約束申し上げることは、遺憾ながらお許しをいただきたいと思ひます。

○八木(一)委員 非常にむずかしいと言われますけれども、やってみてどうしてもできない場合はとにかくとして、政府と与野党が一緒になって、この問題を法律的に、財政的に解決をして、成案を得る努力を即刻開始してしるべきだと思ふ。開始して、どうしてもできないという理由があれば、これはまた時日をかしまして、通常国会に恒久法として提出する道もあるであらう。努力しないで、むずかしいからというのでは困ると思ふ。即刻その態勢を作るために、政府と与野党と一致して、その立法の問題を解決する協議会を作ること、今直ちにその意思があることを発表していただければ、非常に辛いだと思ひます。もしお考えになる必要があれば、四、五分の間は私黙つてお待ちしてけっこうであります。

○大平政府委員 政府の部内にも検討しようという意向がありますことは、先ほど申し上げました通りでございす。従ひまして、私どもも熱意を持って検討に入るといふことだけ申し上げさせていただきます。

○八木(一)委員 その問題の成案が出たときに、審議をスムーズにするために、議会の与野党のこの問題に熱心な方々、野党の熱心に取り組んでいる人々、そういう者を含めて、成立を急ぐために、即刻協議会を作ることが必要でないかと思ふ。立法的な点で法律学者が観念的な法律論を言う、財政の方が国民のことを考えないで金の帳じりだけを合わせることを考える、それもまた意味では必要であるかもしれませんが、そのことのために、ほんとうの国民の要望が実現できないのではいけない。国民の代表である与野党の議員と、そのような立法技術者、あるいは財政のいろいろの計画を立てる人、そういう者も含めてすぐ協議会をすることが、この問題を早く実現する道であらうと思ひます。そのような集まりを持つように、政府が指導的に即時動いていただきたいと思ひますが、これについてはいかがでございすか。

○大平政府委員 その仕組みをどうしていいかというこゝろにつきましても、関係当局と相談しなければなりません。ただ、今八木委員が言われた与野党の方々の御参加をいただくかどうか、そういう御熱意は私も承っております。仕組を考える場合の参考

にさせていただきます。

○八木(一)委員 技術的なことにつきましては、その仕組みを考えて、即刻発足させていただきたいと思ひます。が、どういふ方向でやろうという骨組みの議論について、意見を交換する場をさつそく持つていただきたいと思ふのです。政府と与野党、これは技術者でなしに、政治家同士が集まっていいと思ふのです。ですから、総理大臣なり官房長官なりあるいは厚生大臣なりと、それから災害対策委員会の与野党の関係者、野党の関係者と、即時明日日中にもこの問題について話し合ふ、どのような方向で実現を促進するかという話し合いの場をぜひ持つていただきたいと思ひますが、それを、政府の方から与野党に、持とうじやないか、そういうふうな話し合ひかけていただきたいと思ひますが、それについての御意見を伺ひます。

○大平政府委員 今当面の問題は、私が先ほど申し上げました追加した法案を整備いたしまして御提案申し上げる、それからすでに御提案申し上げております法律案につきましても、修正点を御提案申し上げるというやうなことをできるだけ早く的確にやること、私どもの当面の義務だと思つておるわけでございます。今御提案の恒久的な制度としての個人災害に対する国家の財政的な支援をどうするかという問題を、今明日中に政府の方で御提案するということは、今申しましたように、当面の仕事に全力を尽くしておりますので、今国会での成立を急いでいたただくようにすることが望ましいことでございます。今度の臨時国会が終

わつたあと、私どもの方でちよつと考慮させていただいて、御相談する時には御相談させていただきたいと思ひます。

○八木(一)委員 ほかの点で何回も官房長官とお会いをして、率直であり、熱心であり、実にりっぱな官房長官と私は感心しておるのですが、きょう私は感心しておるのですが、きょうは、政府側のこの問題に対する非常の不熱心な状態を反映してか、官房長官の言葉は非常に適切が悪い。こんな話し合ひくらいのことでは、すぐやろうという御返事があつてしかるべきだと思ふ。今までの大平さんの御態度であつたら、きょうでもやろう、屋にでもやろうという話が出るはずだと思ふ。そのやうなことでありますから、政府部内で、大平さんがこんな重つた回答をしなければならぬやうに、この問題について不熱心な状態がある。その状態を打開するためにも、どうしてもそういうものを聞かなければいけないと思ふ。ですから、政府側でそのやうなことがなければ、与野党の熱心な災害対策委員が、政府側にこの問題について話し合ふやうな場合に、直ちにお受けになつていただく必要があると思ふ。われわれから申し出た場合に、直ちにその話し合ひに応じて、この問題について腹藏のない意見の交換をお互いにし、そして恒久法を今国会から出そう、それが非常に困難であるならば、来国会に必ず政府が恒久法を出す、特例法として似たやうなものを今国会に出すというやうなことをきめていかなければならぬ。そういう問題についてわれわれから意見を申し込みますが、これについて相当の時間、腹藏のない意見を交換する時

間を、必ず総理大臣と官房長官でつていただきたい。少なくとも官房長官は、それについて即時われわれの会談に応じて、一生懸命お互いに意見を交換しようといふことを言つていただければ、仰せのやうな会談をお約束願ひたい。

○大平政府委員 与野党の方で御相談いただいたて、国会として、こうしろ、国会は最高機関でございまして、私ども国会の命令は至上命令だと思つております。国会の方でおまとまりがあれば、仰せのやうなことをせざるを得ないと思つております。

○五島委員 関連して。きょう、個人災害、特に私たちは言つておるのです、被災者援護法ということについて、八木さんから官房長官に質問しましたところ、ある点、官房長官には積極性があるといふことがはつきりわかりました。ところが、先日この委員会、池田総理が出席されたのに對して、辻原委員から、個人災害の援護のことについてどう考えるかという質問に對しまして、池田総理は、公平の原則を欠くから、今のところやうなことを考へてはおりません、と言われたわけですが、そうすると、大平長官が非常に積極性を持たれ、理解ある答弁をいただいまされたこと、池田総理が公平の原則を欠くからやういふことは考へておりませんと言われたことには、食い違ひがあるやうです。もちろん、池田総理は、辻原委員の質問を取り進められまして、たとえば商店をされる方については、店の品物が流れた場合はそれを援助するとか、あるいは農民の方が農地あるいは農作物

に被害を受けた場合は、それぞれの形においてこれを救済しているから、従って、個人災害について、特別にその上にプラスして考えるということとは、公平の原則を欠くというように判断された答弁だったろうと思うのです。そこで、今日、八木委員から長官に聞かれたことに對しては、長官は、積極的に考究するというのを言われた。われわれは、災害がどこに起ころうとも、天災によって国民が悲惨な状態にある場合は、国民自身がそれを救済しなければならぬと考えております。そしてまた、居住を中心とした生命、財産に對して、そのお気の毒な面を何らか国民自身が表わし、それを救済してやらなければならぬのだと考えておる。これは長官も同感だろうと思ふ。それで、打ち重なる災害のために、たとえ休会中に災害対策協議会が開かれました。そうして当時から、自民党の各委員の方と、いろいろこの問題について、個人的にもあるいは小委員会でも相談をしてみました。ところが、個人的には、自由民主党の代議士諸君も、それは何らかの形で作らなければならぬだろうということ、賛成なんです。ところが、表面には出てこない。しかも、総理は、あの梅雨前線の集中豪雨の災害のときは、羽田空港で国民に對して、集中豪雨によって幾多の生命、財産が失われたことは、ほんとうにお気の毒にたえません、それから、この臨時国会が始まったの施政演説の中にも、この災害に對するところの救済は万全を尽くしますと、総理は言われたわけです。そうすると、われわれが考えるように、何か一木一石が抜けているんじゃないか、こういうこ

となんです。死亡された方々には、何らの表現がありません。あるいは家を倒壊され、流失され、焼失された方々には、ただ単にその住宅の復旧のための融資はあるでしょうけれども、その他何にもない。こういうようなことでは、国民がぼう然自失して、立ち上がりて手をこまねくというような状態では、まず手を染めなければならぬのは、今八木委員が言われたような救済の手から始めなければならぬんじゃないか、こういうふうに考える。そこで、われわれは、長官に本日は特別に出席してもらって聞いたわけです。そこで、私判断するの、すみやかにこの問題に手をつけると長官は思われて、答弁されたというように考えておりますけれども、そういうような判断で了解してよろしいでしょうか。

○大平政府委員 広く言つて、災害の復旧、救済措置を含めて、災害対策全般につきましても、皆様の御努力によりまして、戦後だんだん充実してきたと思ひます。また、予報、観測、そのPR等も、中央、地方の努力によりまして相当前進してきたと思ひます。そうして、この臨時国会は、一面災害国会でございます。それで、私どもは、御提案申し上げた法律案につきましても、御審議の結果、いろいろの御注文が出て参りまして、先ほど申しましたように、法律案は追加しなければならぬ、あるいは修正しなければならぬ、あるいはあるいは修正しなれたこと、災害対策全体の相当飛躍的な前進だと思ふのでございます。従つて、政治家の愛情としてしなければならぬ措置として、私は、従来に見えない前進をしつつあるのじゃないか、そう

考えております。従つて、私どもの當面の任務は、御要請によりまして、法律案、政令案等を早く整備しまして、国民の期待にこたえなければならぬと思つております。今面委員から御注文がありまして問題は、しかしながら、これを集大成したような、非常に大きな一つの政策体系を作らなければならぬわけではございまして、そのことにつきましては、いろいろな観点から究明しなければならぬのも、政府としての当然の責任だろうと思ふのでございまして、そういう検討にかかりまして、このことは、私お約束を申し上げます。これは今の段階で言えると思ふのでございまして、ただ、早急にやろう、こういうことだけは今の段階で言えると思ふのでございまして、また、程度、方法につきましまして、あるいはまた、そういう検討を推進していく仕組みにつきましまして、今にわかに思ひつきを申し上げるということとは、非常に非礼だと思ふので、私どもはこれは検討に上せてみる、こう申し上げていくわけではございまして、御信頼いただきまして、時間的な余裕を与えていただきたい、こう私は思ひます。

○八木(一)委員 かなり誠実な、積極的な御発言で、非常にけっこうだと思ふのです。今までの災害のこういう問題について、非常に怠慢であつた歴代の政府の例から見れば、今の官房長官の御発言は、かなり進歩的な前進をした御意見だと思ふのですが、災害で被害を受けた国民の立場から見れば、まだその程度では非常に手ぬるい感じがいたします。また、ゆっくりし過ぎていて感じがいたします。でございまして、その意味で、検討を即時始

められて、いつごろに成案を得て、そのような立法を政府提案として出されるかという点についてのお約束を、一つしていただきたいと思ひます。

○大平政府委員 今面本委員会の御審議を通じ、私どもは、政府の修正案なり、あるいは新しく立法申し上げる法律案が、御審議の結果通過成立した場合でも、総理が言われたように、公平の原則から申しますと、なお、さらに準備をしなければならぬ問題が残されておるわけではございまして。従つて、私は、今度の措置の中にも、個人災害は従来以上に考えられておるわけではございまして、そういう具体的な公平をはかる上からも、少なくとも通常国会までは、そういう地ならしをしておかないといけません。この問題は、非常に感じがするわけです。この問題は、非常に内包、外延ともに大きな問題でございまして、これに接近する方法といたしましては、現に国会でそれらを見ようとした法律を作っておりませんが、その施行を通じて、個々のケースに具体的に当たりますと、なお解決していかなければならぬ面があると思ひます。さしあたって、それから、進めて参らなければ相済みぬのじゃないかという感じではございまして、そういう、今までやられましたこととの具体的な公平をはかるために、いかなる措置が必要という点は、私は、少なくとも通常国会までは用意していかなければならぬのではないかと、あわせて、恒久的な制度として考える場合は、これは財政当局その他関係方面の意向をくみまして、相当長期にわたつて検討しないと、すぐバラッ

ク建てを固として建てるというわけにはいかないのではないかと、これは腰を落ちつけて勉強してもらわなければならぬのではないかとと思ひます。

○八木(二)委員 苦しい答弁ですけれども、もつと積極的に取り組んで、ずばりと自信を持っていただきたいと思ふのです。どんなむずかしい法律でも、朝から晩までやれば――それは夜中寝ないでと言ひませんが、朝の十時から夕方五時まで、一週間も取り組めば大筋はできます。それに関連する財政的なこと、字句のことも二週間あればできます。どんなむずかしい法律でもできないことはない。二年、三年かけたからといって、その間、一月に二、三時間か三時間協議したとか、そういうことになつていくから。それは大きな法律、大きな制度で二年、三年かかることはありますけれども、ほんとうに取り組めば、半月ででき上がるという度はない。それ以上で、それが工合が悪いということであれば、それはよほどやる気がないのです。ですから、通常国会までに被災者援護法のようなものを政府がやる気があれば、それを出すという約束をすることはできるわけです。私どもは、それでもおそいと思ひます。今国会中によつてもらわなければいけない。政府の今のペースを聞いたというところであれば、一応その点については了承して、今度の災害に對する特例法としての被災者援護法のようなものを今度の臨時国会に出すことは、まことに仕方がないと考えております。しかしながら、恒久法は二、三年かかるという含みのある御答弁では、政府を糾弾せざるを得ない。

やうてできないことはない。ほんとうにやれば一週間でできる。やり方を教えて下さいとおっしゃるならば、われわれは三日でやってみせる。政府にはたくさん職員がいる。大平さん初め頭のいい方もおる。やろうと思つたらできる。それを、二、三年かかるようなことをおわす、そんなだらしのない答弁では、被害を受けた国民、これから被害を受けるかもしれないと思つて心配している国民に対応した政府とはいえないわけです。少なくとも、政府としては恒久的な被災者援護法を次の通常国会に出す、それまでとまらないうちに、特例法をこの臨時国会に急に出す、それについて与野党のお知恵を拝借したいとおっしゃるならば、われわれはすぐお知恵をお貸し申し上げる、お渡し申し上げます。それだけではありません。われわれは、政府が手ぬるいので、われわれ自体でその法律を出します。それについて政府が積極的な、総理大臣も官房長官も議論に参画していただきたい。議員提出の法律案であります。それについて、政府の考えはどうかという質問を与党からも出されるのであります。よし、われわれも出します。そこで、政府がわれわれの方の法律案がいいと思われたならば、それをやられることに協力されるのが当然の任務だろうと思ひます。政府の方は、財政的とか、なんとかということで法律案にいろいろの意見をつけ、ブレーキをかけようとなさるであらう。かけられる方策は持つておられるけれども、それは国民のためにその権力を使つてゐることにほならないわけです。この災害特別委員会、たとえ野党提出

の議員提案であつても、与野党の方に積極的な反論ができない、政府としても、それについての積極的な反論ができないものであれば、政府も与野党もこれに御賛成なさるのが当然であります。さらに、これ以上のものを与野党から出されるならば、われわれは賛成するであらう。そういうことで、議会自体で作つていくのが至当だと私も思つております。しかし、残念ながら、今のところ、財政の見地から政府の圧力が与野党に及んで、当然やるべきものも、政府からの、財政当局からの圧力で、与野党の方の統制があつて、いいと思ひながら賛成ができないという現状に各委員は置かれておる。だからこの問題が進まない。今度われわれの方で出す法律案の討議については、政府がほんとうに納得できるものならとにかく、そうできないという見地でブレーキをかけようとなさるならば、池田内閣が国民のことを思わない、被災者のことを思わないというところを論議を通じてどうんと明らかにして、国民世論の沸騰を待つて政府を追及して、これを実現させる道を開いていかなければならないと思ひます。しかしながら、私も、そういうことを欲しているのじゃない。ほんとうに被災者に手厚い援護がいり、また、将来の防災も一番大事であります。けれども、防衛を一生懸命やつても、例外的に起こる災害によつて、不幸にしてそういう被害を受けた場合にどうなるかということに心配してゐる国民の方々に安心していただくことが先決であります。政府と対決することが目的ではない。ですから、そのよ

うな今までの形式的な政府の運営を改められて、野党が提案をしている、与野党もその気持でおられるというなら政府みずから一緒に話し合つて、さうくばらんにその問題を検討して、特例法でも今国会に出そうじゃないか、恒久法は、政府が主体になつて各方面の意見をいれて、通常国会の劈頭に国民の負担にこたえるために出そうじゃないか、そのような決意を披瀝されてこそ、国民の政府ということになるわけであります。私も、自民党のいろいろな政策について非常に意見を異にし、自民党の政策の悪い点を追及するわけでございます。災害対策といううな問題であれば、与野党は同じ意見で政府を督促し、または政府と一緒に話し合ひ、政府がその政策を進められることに十分に協力できる場であると思ひます。ですから、さつき言つた被災者援護法といううな、名前はどうでもよい、そういう内容の恒久法を、おそくとも通常国会には必ず政府みずから出す、特例法については、今すぐ相談し合つて今度出す、野党の出した恒久的な援護法がいいと思われたならば、政府も大乗的に財政問題を処理して、与野党と協議をして積極的に賛成をしようじゃないかといううな態度をきめられる、そのように積極的に取り組まれる必要があらうと思ひます。大平官房長官はお気持でいへば、直ちに、その通りだとおっしゃりたいお気持でおられる心あたいたか政治家だと私も思つております。それにブレーキをかけるものは何か。今までのほんとうに国民のことを思わない、財政の帳じりだけを合わせればよいといううな、金というものをほんとうに国民のために使おうという気のない

近視眼的な財政政策、それから閣議におけるいろいろな面子で、片方が百の熱意を持つて言つても、片方が百の対する一つの消極的な意見を言へば、それが相殺されて、そのままだらしないといううなことになる、そういうことを直していかなければ、ほんとうの国民の政治は進まないわけであります。大平さんは、私が若造のくせに大きな声でなまじきことを言つても、そういうことに対しては憤慨をせられない政治家であると思ひます。一生懸命言つたことは、まともに受け入れられて、その問題を進めようという考え方を持った政治家であるべきはずであるし、また、そういう政治家であると私も信じます。その意味においては、今のようなあいまいな答弁ではないに、積極的に取り組む、そして、われわれの提案について積極的に受け入れるといううな、一応内閣を代表して、明確にお答えを願ひたいと思ひます。

○大平政府委員 八木さんの御熱意に心打たれるものがござります。そういう新しい立法の問題につきましては、先ほど申しましたように、早急に検討させていただきますと思ひます。それと同時に、与野党からの御鞭撻、積極的な御提案がござりますれば、私も、それを貴重な資料といたしまして考究させていただきますと思ひます。

○八木(一)委員 委員長に御質問と要望を兼ねて申し上げます。今までの議論の経過をお聞きになつておられたと思いますが、この問題について政府と議会の方と積極的に取り組む必要があると思ひます。議会の委員会の場で議論することが正當なことではございますが、いろいろの複雑なことに付いて往復意見をかわして、これはこうだからこうだということを進める場が非常に必要であらうと思ひます。ですから、本特別委員会がこの個人被害の問題についてどのように対処を進めるかという問題について、政府側と正式に懇談をする場を委員長の責任において作つていただくことを要望したいと思ひます。委員長の御返答を一つ……。

○濱地委員長 八木さんの質問には私は全面的に賛成です。賛成であります。政府といたしましては、予算その他等の関係などで意見の食い違いはあるかも知れませんが、なるべくこの意見の統一をして、そして、できることなら、あなたの御意見を尊重してやつていただきたいと思ひます。それから、委員長としてもできるだけの善処をさせていただきます。

○八木(一)委員 政府にいろいろの状況があることも、私も政治の一端をになつておりますから知つておりますが、具体的に問題を進めるためには、やはり積極的な懇談が必要なので、政府の都合をお聞きになりまして、今明日あるいは月曜日、そのようなどきに、災害対策委員長を始めとして、このような個人災害問題、民生の問題について、各党を代表される方と、できれば総理大臣も含めて官房長官、厚生大臣あるいは大蔵大臣等と懇談の場を委員長が持つていただくようお願いをいたしたいと思ひます。

次に、具体的な問題について、その背景の問題について官房長官に続けて御質問を申し上げます。官房

長官は、政治のことはびたつとおわかりでございすから、内容を申し上げないで直ちにその推進の問題を申し上げましたけれども、しかし、内容の問題についてもやはり触れておく必要があるかと思うわけでございす。

先ほど五島委員から言われましたけれども、昔から、災害があつて隣人がなくなつた、あるいは家が流失したというふうなときには、隣近在がやはりこれを助け合つてその家が成り立つようにする、家が修復できるようにする、なくなつた方が働き手であつた場合には、残された遺族が何とか身の立つようにするというふうなことが各地で伝統的に行われてきたと思ひます。

ところが、明治以降中央政府が確立した後においては、そういうことは、片方ではとうにそれを系統的にやるために、市町村なり府県なり、あるいは国というものがそういうふうなことに対処する責任を負う形の状態に移行して参つたわけであります。移行をして参つたのに、そういう問題が完全でないために、先ほどのような論議を行なわなければならぬことになつたわけでありす。市町村において、たとえば被災家庭に見舞金を出したという事例は前にもありますし、今度の災害にもございす。五千円のところも三千円のところもあつたでありましう。

市町村がほんとうに困つてゐる被災者のことを思つて、そして、それに対処しなければならぬ、非常に不十分な金ではあるが、何かの足しにもなるというところで、直ちにそういうふうな処置を市町村自体はしておつたと思ひう。ところが、市町村も財政は豊かでない。そこで、被災者が多くなつたとき

には、そういうことをしたいと思つても、そのものは薄くならざるを得ないというところになる。そういうことを勘案しましたときに、大きな国全体の処置として、見舞金なり、弔慰金なり、あるいは立ち上りの貸付金、あるいはまた、負傷したり病氣にかつた人の医療費の問題、そういうものを国が対処しなければ十分にはいかなし、また公平にもいかなしわけでありす。その意味で、国がこれに取組まなければならぬと思ひ。それについての官房長官の御意見を伺いたいと思ひます。

○大平政府委員 今御意見のあつたような事項は、検討すべき対象であると存じます。

○八木(一)委員 ことに、先ほど官房長官が言われましたように、個人災害の問題について、ごく一部分が金融の補助の対象になつておるというのを言われました。一つ一つの個々の例を申しませんけれども、大半はそうでありす。金融というところになれば、条件は緩和されておりますが、建前として返済ということがついてくるわけでありす。そうなりすすと、ほんとうに返済能力のない貧しい人々にとつては、それはたの上のばたもちになつて手が届かない。ことに罹災者の大部分は貧困な家庭であります。だれも高潮になつたら水がつくようなところに住まなければならぬ。そういうところに住まなければならぬという人は、いろいろな点で貧困な人でありす。山の上で、風が吹けばすぐ飛んでしまふ、雨が降ればすぐぐけくすれがする、だれも住みたないのだが、そういう家でなければ住めない、そういう

場所であれば働く場がない、そういう人は貧困な人でありす。そういう人に対して、金融というふうな処置では、やつたという名目をもって政治的にのまれるだけであつて、ほんとうの対処になりません。そういう人には、直ちに返済の必要のない見舞金、弔慰金というものを、出し切りで、その問題については後の顧慮なしに、それを立ち上りのために使うというふうな金でなければいけないと思ひうわけです。そういう意味で、弔慰金、見舞金という制度がぜひとも必要であると思ひます。また、病氣を発生した、負傷したという場合には、現在、たとえ平均五分割、また、被用者保険でも、家族の場合には五分割である、傷した場合には、最初の応急の手当は災害救助法でやつてくれるのでありましう。しかし、長い目で見て、腰を打つたために病氣になる、そういうことの対処は、やはりもっと完全なものとして対処しなければならぬ。そういう問題を至急にやらなければならぬと思ひますが、それについて官房長官の御意見を承りたい。

○大平政府委員 先ほど申し上げましたように、そういうことは真剣に検討しなければならぬ問題だと思ひます。お話のように、個人災害を受けて日本人はその災害によつて精神も肉體も鍛えられて今日の民族を形成したわけでありす。自力によつて更生を期待できる限界と、それから、今御指摘のように、国または地方公共団体は、どれほどの財政的な支援の手を差し伸べるかという限界は、われわれは慎重

に考慮していくべき非常に重要な問題だと心得ます。

○八木(一)委員 ただいま個人負担で解決し得るというふうな御発言がありましたが、そういうふうな部分とほかの部分とを比較して、まあそういうふうな考え方が普通ありがちでございす。が、さつき申しましたように、災害を受ける人は大部分は貧困な人だ。貧困な人が受けるということになると、個人の負担で回復し得るという範囲が非常に少ない、普通のことと違つて少ない。ですから、やっぱり公の負担、国の負担でそれに対処するという部分が非常に大きな部分を占めるべきものであるというところを、考えていただいておると思ひますが、なお考えていただきたい。

それからもう一つ、こういう問題について、個人被害について法律的にどうとかこうとかいふ問題があらうかと思ひます。やかましい形式論理を言う法律家は、いろいろなことでございす。二、三それについて私どもの考えを申し上げてみますと、たとえば台風がきた、そこでふつ飛んで死ぬ、家がこわれて死ぬ、それから山くずれのときに埋まって死ぬ、水のつかつたときに、そこで水につかつて死ぬ、川の流れて流されてしまふというふうなところ、だれも住もうとは思ひない。しかし、今住んでゐる人がありますけれども、政府の方で、国民が死ぬ危険性のあるところにいることを、対処しないではとておくというふうなことは国民の通念であらうと思ひます。そうしますと、そのような家が倒壊したり流

失、埋没をするというところに不幸にして災害が起つた、そういうところに住んでおられて、生命、財産の危険のあることについて政府が対処しなかつたことについて、政府の非常な責任があると思ひ。だから、個人被害だからどうというのでなしに、政府のそういうふうな、何といひますか、災害に対する恒久的な、被害を受けない見通しが誤つた、それに対する指導が誤つたというところに、政府の一つの重大な責任があるわけでありす。個人災害だからできないというふうなことは、それで大半解消するのではないと思ひます。

さらにもう一つは、国民は全部一応政府を信頼しておりますから、それで安心して生活をしております。しかしながら、災害の頻発するので、こういうところではあぶないんじゃないか、ひよつとしてあぶないといひけないから、もっと安全なところに移りたいという考え方を持っている国民もありす。しかし、持つていても、それはかえられないという状況があるわけでありす。政府の住宅政策の非常な貧困、その対策のおそいというところで、家という問題は今生活の基盤の問題になつてゐる。衣食住の中で、衣食は何とかなるけれども、住の問題は何とかならぬというふうな状態でありす。貧しい人々にとつては、これは、お金持ちの人とは全然ことばいひません、お金持ちの人はそんなことはぴんとこないかもしれませんが、そういうことでありす。ですから、ほかへ家が建てられない。もちろん建てられませんが、高い金利のアパートにも入れないとしたら、あぶないと思ひても、ほかに行かないわけでは。また、幾分建てる資

金を持っていた、土地が高い、山の陰の宅地造成のところは安いというので入っていると、そこで不幸にして山くずれで埋まるということがある。そういうように災害を受けるところに住んでいることに對して、危険ですよ、お移りなさいということを書かない、という政府に、すべて責任があると言つてもいいと思う。そうならば、そういうことに對しての対処は、すべて政府に責任があると思う。災害の問題は、そういう災害は一切起こらないようにすることがもちろん大事であり、す。しかしながら、不幸にして起こったものに對しての個人的なそういう被害に對して、政府みずからが、できる限りの方策をとるということが道ではないか。この意味で、もちろん大平さんがお考えいただいておりますが、このことについて非常に急速な、十分な対処をしていただかなければ、政府としての責任が保てない。こういうような意味もあわせ考えていただいて——もちろん考えていらつしやうと思ひますが、先ほどの政府みずからが恒久法は必ず通常国会に出す、特例法を今国会に出す、その問題について対策委員会と話し合うということ、積極的に、かんかんになつて取り組んでいただきたい。それについての官房長官の御意見を伺いたいと思ひます。

○大平政府委員 今指摘のような問題は、私が先ほど申しましたように、検討に載せまして、関係方面と御協議申し上げて、できることならば、早くこれを推進して参りたいという所存でございます。

○五島委員 それでは、官房長官、時

間がございせんから、私は簡単に二点について聞きます。

今回の特別立法がそれぞれ七件、あるいはこれからも特例法として政府から提案されるだらうと思ひますけれども、それは六月から十月までの各災害を網羅したところの特例法になるわけですか。ところが、集中豪雨によつてこ

うむつた被害に對して、すでに行政措置等々によつて一応何らかの形で復旧をされておる。ところが、それは融資によつてその災害の対策が行なわれておるという場合、たとえば私立学校の被害に對しては全然国の補助がございせんから——これは文教関係になりませんけれども、一般的な問題として、たとえばの話として聞きます。全然災害の国庫補助がございせん。それ

で、私学振興費の方から融資をして、そうして校舎あるいは校庭、設備の復旧をさせた。ところが、今回は、私学に對しても二分の一の補助をつけようという特例が出てきたわけですか。そうすると、もちろん特例として、六月から十月までに被害をこうむつたところの私立学校に對する国庫補助は、全面的に、法律上では二分の一の国庫補助がつけられるはずであるとわれわれは考へておる。それはもちろんそうだと考へておるわけですか。ところが、すでに行政措置その他財政措置をした場合は、これを含まないというような考へ方をしている担当省の考へも一部あるやうでございします。しかし、そういうやうなことは、法律によつて国庫補助がつく場合には、それがもちろん適用されるやうに私たちは考へるのですけれども、長官にこの点を非常に小さいことですけれども、特例法

に關する一般的な問題として聞いておきます。

それから、第二点としましては、長官がおられたかおられないか、ちよつと気がつきませんでしたけれども、この間運輸省の気象庁長官に對しまして同僚委員からも質問がございしました。が、とにかく災害に對しましては、災害対策の中央協議会あるいは地方協議会が常時組織して持たれておるわけですか。けれども、中央災害協議会は、総理大臣が長になられて、各省大臣がこの協議会のメンバーになつておられるわけですか。ところが、災害に對しましては、これは気象の観測からPRから、防災、救助、そしてあとの処理、こういうやうな問題も広い範囲にわたつて行なわなければなりません。ところが、今回の二十四号台風の結果は、幸いに、わが日本列島の南方をかすめて参りましたが非常に被害が僅少に済んだ、こういうことですけれども、これを観測するにあつて、飛行機の観測はわが国の飛行機で観測をしていない。従つて、アメリカの観測機によつて観測をしなければならぬ。ところが、すでにわが国に設備されたところのレーダーの観測は、風速よりもあと追いついた、こういうやうに新聞の記事にも表われております。そこで、国民は、くるかくるか待つていたのだけれども、これは何ら災害をもたらさずして去つていった。これが最も喜ばしいことではございしますけれども、何か台風が目が大島を通るときは、すでに方向が三転、四転をして、そうして最後のとらえ方が非常に困難であつた、こういうやうなことを見ますにつけて、われわれは、災害の報道、

気象の観測というものは万全を期さなければならぬ、こういうやうに考へる。そうすると、この間私は申しましたけれども、自衛隊のジェット機は五億四千万もかかるやうな飛行機を購入して、国土防衛ということで拡充されるわけですか。しかし、われわれ国民は、自然との争いの中に万全を期さなければならぬと考へておるわけですか。けれども、こういうやうな方面に力を注がれる意思はないのかどうか。あるいはレーダーの据付にしまして、来年度から富士山の山頂に大きなレーダーを取りつくと、観測がまあまあ、完全ではないけれども、やれるのだというやうに気象庁長官は言つておられるわけですか。天災ですから、どういふやうな災害を国民がこうむるか、わかりませんけれども、毎年々々襲いかかるところの台風シーズンにおける気象の観測あるいはその報道、それ

も非常に必要ではないか。しかし、PRとかあるいは住民の避難の指導が、今回は、大阪あたりでは非常に適切な措置が行なわれたから、被害の割に死亡、負傷、人命に對する被害が僅少に済んだのだというやうに報道もされまして、われわれもそう思つておるわけですか。けれども、これがひとたびまたり間違つたら大へんなことになるのじゃないか。二十四号がもしも東京湾に上陸した場合の被害を想像するのには、これはりつ然たるものがあるわけですか。従つて、以上二点のことについてお尋ねをして、そして長官に歸つていただきたいと思ひます。

○大平政府委員 第一点の、すでに行政措置で、融資で私立を復旧された、今度法律がออกมาして、財政措置を受け

る資格を持った場合どうするのだというところでございしますが、今度被害を受けた施設に對しましては、公平に措置すべきものと思ひます。

それから第二点の災害予防でありまして、そういう災害が起つた場合の救助並びに施設の復旧ということとはもとよりでございしますけれども、これから災害対策の重点は災害予防に重点を置かなければならぬと思ひます。その意味で今の通信施設、観測施設に不備なものがあれば、当然、これは充実に方向に積極的に持つて参るべきだと心得ております。

○五島委員 気象長官を呼んで聞いてみると、集中豪雨のときの情報活動など、従来に見ないやうな連絡報道で、それについてわれわれは非常に感服もしておるわけですか。しかし、幾ら気象庁が万全を期そうとしましても、やはり科学的に、あるいは機械力によつて手の届かざるやうなところがあるやうに思ひます。ですから、今長官が言われましたやうに、政府としてこれら諸般の問題について万全を期せられるやう、長官を信頼して要望しておきたいと思ひます。

長官には終ります。

厚生大臣も予算委員会でも忙しいやうですから、あとで八木さんからどういふ質問があるかわかりませんが、私がかつて大臣に對して質問をいたしておきたいと思ひます。

われわれは、今回の一連の災害の問題につきまして、与野党申し合わせを大体いたしました。それは、伊勢湾台風並み、あるいはそれ以上の万全の措置を講じようということとございまして、ところが、伊勢湾台風にあたりましては、厚生関係として七件の特例

法が提案され、これが実施されております。ところが、今回は一件もまだ特例として出ておりません。ただ、われわれが新聞で承知したところによれば、公衆衛生関係の特例法や社会福祉施設の特例法、あるいは母子福祉に関する貸付の特例法、この三つくらいが用意されたということであり、これらの法律案についてはいつ提案されるわけですか。

○瀬尾国務大臣 伊勢湾台風のときに準じた扱いをいたしたいと考えておるわけですが、お話し通りに、伊勢湾台風の場合は、たしか七つの法案が提出されております。今回用意いたしましたものは、伝染病関係のもの、それから社会事業関係の施設に関するもの、それから母子福祉資金に関するもの、この三つのものについて提案を用意いたしております。最近の機会において国会に提出したいと考えております。その他、前回において出しまして、今回提出の運びに至っておりませんものは、予算措置をもつて同様の目的を達するつもりでございます。

○五島委員 そうすると、三つの法律案をもつて十分である、その他の問題については予算措置ということですが、その予算措置で完全に伊勢湾台風並みの措置ができるのですか。

○瀬尾国務大臣 伊勢湾台風並みの措置は、とれるものと存じております。

○五島委員 そうすると、伝染病予防の場合は、伝染病予防作業補助とかあるいは予防費補助とか、これの国庫補助の特例が行なわれて、水道とか、あるいは清掃施設とか、公衆便所とか、ごみ焼却所等に対しては、今回はこの特例の補助の対象にならないが、それ

らは予算措置では十分まかなえるというようになるわけでしょうか。そうですか。

○瀬尾国務大臣 その通りであります。

○五島委員 そうすると、水道などはゼロなのですけれども、これを予算措置でやる場合は、伊勢湾台風並みの補助率が、予算上措置ができるわけでしょうか。

○瀬尾国務大臣 水道につきましては、前回の特別立法措置と同じように、二分の一の高率補助を予算措置をもつて行なうということでございます。

○五島委員 予算措置で二分の一ということとは、法律の根拠によってやられなくてもこれはいいのでしょうか。

○瀬尾国務大臣 政府委員から御答弁いたさせてます。

○今村説明員 法律の方にはつきり三分の一あるいは二分の一と明定してあるものにつきましては、立法措置をしなくてもできる。何も書いてないものにつきましては、省令補助ということにしまして、たとえばいろいろな補助金が法律の根拠なしにやっております。従って、これは大蔵省と話し合いを遂げまして、法律と同じような効果で、二分の一という下話を今進めておりますので、これは法律がなくてもできるというふうに考えます。

○五島委員 そうすると、母子福祉資金の貸付の特例法という名前が出てくるのかどうかかわりませんけれども、三分の二を四分の三の補助にしたいというの、法律の内容として出てくると聞いております。ところが、この貸付倍率はそのままいじろうとされないのでしょうか。

○今村説明員 現在の法律では、簡単に

に申し上げますと、国が二、県が一という格好になるように法律ではつきり書いてございます。従いまして、この際は、国が三、県が一という伊勢湾台風並みでやりたいということ、これは当然法律改正になります。その補助率の改正は盛り込むつもりでございます。

○五島委員 細部にわたっては、あとで担当の方から聞きます。そこで、今回は、その災害救助法の三十六条ですが、災害救助に要した国の補助率は、千分の二以上千分の二十というように部分に対しては五〇％、それ以上は八〇％とか九〇％とかというように規定されておりますが、昭和三十四年の伊勢湾台風の場合は、千分の二を千分の一に切り下げて、そうして、千分の一は千分の二の場合には五〇％、それ以上はそれぞ八〇％、九〇％というように、災害救助費の補助の特例が出たわけですが、ところが、今回のたび重なる災害に各地方団体は相当の救助費を支出しておる。われわれも、今回の災害で兵庫あるいは徳島に調査に派遣されたわけですが、あれども、そのとき、災害救助費としては大体十分の程度しかつきません、こういうようなことでした。

○瀬尾国務大臣 不十分な点は政府委員から御答申申し上げたいと思ひます

が、伊勢湾台風並みの特例措置をただいまお話しになりました部分について講じましても、実質上各府県に財政上プラスになる額はきわめて少額でございます。従って、特に特例法を設けてまでやる必要はないのじゃないか。もし財政上の点について援助をすれば、他の方法によってそれを補てんすることもできるのじゃないだろうかというように、特別措置を講じなかつたということは、それによつて得るところは何か大きな額ではない、たとえば自治省あたりの話を聞きますれば、解決がつく問題じゃないだろうか、こういう考えのもとに出さなかつたわけでございます。

○太宰府府委員 補足して答弁を申し上げます。

災害救助法三十六条の災害救助費におきまして、国庫負担の割合をきめた条文でございますが、この割合につきましては、伊勢湾のときには、特例法で千分の二を千分の一というようにいたしました。それがどれほどの効果を持ったかにつきましては、ただいま大臣から答弁申し上げた通りであります。私も、実はこの災害救助に關しましては、前々から地方と国との負担の均衡という点について問題がある、かように考えておりました。ただいまこれを検討いたしております。これは次の通常国会に、災害対策基本法に關連いたします関係法案の整理に關して、御審議をわすれたいと考えております。これは単に一つの災害対策の特例というふうなものよりも、恒久的に考えていかねばならない問題が、その中にあるのじゃないかと考えておりますので、その線で考えていくようにしたいと思ひます。

○五島委員 瀬尾大臣あるいは太宰局長の考え方はわかつたわけですが、それでも、その欠陥があるだろう、それで災害基本法の中で考えなければならぬという考え方はわかりましたが、欠陥があるということは、国の災害費用の分担などについて、もう少し地方に負担をかけないように考慮するということですか。それから大臣が言われたように、千分の二を千分の一に切り下げても与える影響は、他の方法でいろいろ話合つて何らかの解決が見られるというのですが、その話し合つて何らかの解決というものは、どういうふうなわけにわかれは認識したらいのでしょうか。

○太宰府府委員 前段はお話の通りであります。ただやみくもに地方の負担を少なくするということばかりではございません。国の負担と地方の負担とのバランスの問題がいま少し検討を要する。結論をいたしましては、そういう方向においてこれを検討する。それは災害対策基本法ばかりではございません。新たに、基本法に基づきます関係法の整理に關する法案を通常国会で御審議をわすれず考えたいと思ひますので、その中に盛り込むことにならうかと存ずる次第であります。それからこの小さな額であります部分につきましては、はどういうふうな具体的に処置するかというように、自治省の地方財政交付金、これには災害の場合には特別措置の問題がございまして、それからさらに、各府県は災害のこういう費用に充てるための災害の基金というものを

持っております。そのようなものにおい

て処置できるものは処置をしていく、
こういうことでございます。

○五島委員 私たちは、千分の二を千
分の一に引き下げても、その与える影
響というものは、大臣と同じように、
非常に少ないと思うのです。そこで、
千分の二以上というその千分の二を
取っ払ってしまおう、その方がよほど
はつきりするのではないかと。それで、
一つの段階を千分の二に求めたり千分
の一に求めたりするのではなくて、災
害というのはいつやってくるかわから
ない、それに対して、災害救助費とし
ていろいろ費用が必要なものに対して
は、それぞれの合理的な率によって国
がこれを援助していった方がいいの
ではないか、こういうふうに考えている
ものです。ですから、今後そういうこ
とも合理的に考慮、検討してもらいた
いと思うのです。

それから、災害救助法の二十三条に
よれば、救助の種類は、収容施設と
か、たき出しその他による食品の給与
とか、あるいは被服、寝具の給与また
は貸与とか、十項目ここにあります。
ところが、その中の六号には、「災害
にかかった住宅の応急修理」というの
があります。そうすると、その条文だ
けを読めば、災害にかかった住宅の応
急修理も、この災害救助費の中から支
弁されるのだ、こういうふうに考えら
れるわけです。ところが、今までに、
家の屋根が飛んだ、あるいは住居をも
う少し何とかすれば住めるようになる
とかいうようなことについて、どのく
らいの費用が地方では支出されてお
りますか。

〔委員長退席、古川委員長代理着
席〕

○太宰府府委員 災害にかかりました
家の破損の程度が半壊とかいう程度で
ございませうれば、これに對しまして、
自分の力でもってその修理ができな
いという御家庭に對しては、御指摘の
応急修理の経費を出しておるわけであ
ります。これは実際に出しております
が、その統計の資料は今ちょっと手元
に持ち合わせがございません。

○五島委員 そうすると、この条文か
ら読めば、かわらが一枚飛んでも、こ
れは被害の度合いによりますけれど
も、さうそくその生活に支障のないよ
うに、すみやかにこの措置を講じなけ
ればならないということになるだろう
と思うのです。ところが、施行令の九
条の二によれば、「救助の程度、方法
及び期間は、応急救助に必要な範囲内
において、予め厚生大臣の承認を受け
、都道府県知事が、これを定める。」
これはそれぞれ都道府県では定められ
ていると思ひますけれども、これはす
べて厚生大臣の承認を受けてその方法
が定められていると考えますが、その
通りでしょうか。

○太宰府府委員 お尋ねの通り、これ
は全国的に統一した基準を厚生省の方
で流しまして、それに基づいて、各府
県でもって規則を作つて、それによつ
てやつておるわけでございます。申す
までもなく、災害の実態というものは
千態万様でございますから、その基準
というものは、やはり一応の基準で
ございませう。その実態に應じて特別の措
置がとり得る場合があることは、当然
あるわけでございます。そういう場合
には厚生大臣の承認を受ける、こうい
う仕組みになっております。

○五島委員 そうすれば、基準はあく
まで基準であるから、都道府県知事が
これは必要であると考えた場合は、住
宅その他の補修もやつていいわけであ
らう。そうして、そのとき要した費用
については、国の補助があるわけであ
らう。ところが、そういうような要求が
今回の累次の災害についてどのくらい
上がつてきましたか。災害救助費とし
て全体的に、統計的に上がつてくるだ
らうと思ふのですけれども、住宅の補
修とか何とか、六号に對してどのく
らい費用が上がつてきたわけであ
らうか。

○太宰府府委員 今回の室戸台風で
は、応急修理の關係でどの程度かか
つたか、ただいままで地方から得まし
た報告では、約一億六千八百万円ほどに
なつております。これは御承知の通
り、災害救助費の一部をなすものでご
ざいますから、それはその中に積算し
たしまして、災害救助費全体を、その
年度を締めたあとに、先ほど御指摘の
三十六条の基準に照らして、国と地方
がこれを分担し合う、こういう仕組み
でございます。

○五島委員 そうすると厚生省として
は、使われた費用はその基準の通りに
持つのだ。そうすると、都道府県で
は、これが必要であると思ふのなら
ば、その基準に従つて、どんなとい
うと語弊がありますけれども、住民の
家の修理等々については、これは生活
に支障のないように十分できるわけ
ですね。よくわからぬものですから、聞
くのですが……

○太宰府府委員 だいたいニュアンスが
違ふと思ひます。これは申し上げれば
御了解いただけるように、災害救助法
という法律の性格からいたしまして、
災害にかかりました方の応急救助とい
うことがねらいでございます。従いま
して、御指摘のように、家屋の被害を
受けた、受ける方は、金のある方も金
のない方も受けるわけでございませう。
その意味において、これを修理する、
これは自分ですういう力を持つておる
方もおるわけですね。そういう場合に
は、私どもの救助法では、それに手を
差し伸べる必要がないわけであらう。
力をもつてはそういう修理ができ
ない、そうして明日からの生活に事欠く
というふうな方に対して、災害救助法
としてこれを手当をしてあげる、こう
いうことになります。従ひまして、そ
の度合いというものは、おのづから、
その法律の建前から参りますと、限度
があるわけでありませう。災害のついで
に一つうまく建て直しをし、それから
その程度も、完備なものに直す、そうい
うようなものは、私どもの方では、こ
の法律としては考えておらないわけ
であります。そのために雨露をしのげな
いというふうな度合いを直す、こうい
うおのづからなる限度というものがあ
るといふことはお含みおき願ひたい、
かように考えております。基準とい
しましては、従来の経緯等も考えまし
て、一応そういう該当戸数の三〇〇分
というもので、大体一戸当たり平均いた
しまして二万四千円ということであ
らうと思ひます。

○五島委員 二万四千円、そうする
と、その都道府県知事の判断というこ
とになるでしようし、また、基準とし
ては三〇〇分ということになると、地方
財政が富裕なところ、貧しいところ
が、それぞれバランスが違ふと思ふ
が、そうすると、富裕県についてはそれが
比較的にまんべんなく行なわれ、貧乏
と云つたら語弊があるでしようが、貧
乏県についてはそれが比較的にまんべ
んなくいかないというふうな、ちがは
な面が出てくる現象はありませうか。

○太宰府府委員 災害の救助に關しま
しては、やはり全国でできるだけ同じよ
うな基準でこれをやるべきものだとい
うことをお考えであらうかと思ひま
す。私もその通りかと考えておるわけ
であります。そこで、各府県の富裕の
度合いが違ふというこのために、そ
の差があまりあつてはいかぬというこ
とで、三十六条の負担の割合が、その
災害の度合い、それからその府県の普
通税収入というものの関連をつけて
おりまして、その度合いが非常にひ
どくなれば、国の補助率が高率にな
る、千分の四十をこえれば九割まで國
が持つ、こういうふうになつておるわ
けであります。いかなる災害といえど
も全部國が持つべきじゃないかとい
う御意見は、御意見として私はあるか
と存じますけれども、これは従来の経緯
からいたしまして、やはり國の國民で
あると同時に、その県の國民であるわ
けでございますから、ほどほどの度合
いにおいてはその県にも分担してもら
うことは、何ら差しつかえない、こう
いうふうな見解のもとに、千分の二以
下の分についてはその県で持つてもら
いたい、こういうふうになつておりま
す。大体災害救助法の今の仕組みは、
五島委員の御指摘のように、災害の度
合いだけじゃないに、当該府県の富裕
の度合いというものも十分に盛り込ん
でやつてゐる、こういうふうな考え方
でございませう。

○五島委員 そういうふうに富裕県と

貧困県のバランスを厚生省が考えて、十分施策が行なわれるならば、それでいいと思うのです。そういうことの心配があるあまり、これをちょっと質問をしたわけです。

それから施行令の九条によれば、「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去」ということについては、これは災害救助法でやれるわけですね。ところが、今回、これは厚生省関係じゃないのですけれども、堆積土砂の排除の特例法が出ますね。そうすると、この点についてはどういうところまで補助ができるわけでしょうか。たとえば集中豪雨によって、私長野県に行きましたけれども、天竜川というところなどは二階の上まで砂が来た。その付近一帯の民衆の家も砂だらけになった。水でつかって、あとは砂詰めになっている。そこで、それをどういうようにその後実地的には処置されたかということ、私は一度聞きたいと思っておいた。ところが、何か基準も三〇〇程度だということに聞いておるわけです。しかし、これは三十四年度のときも質問があったし、それから今回も参議院において質問が行なわれたと思いますけれども、全家庭について、土砂、竹木の排除に對するところの費用は全部支出できませんか。

○大宰府政委員 政令のこの条文は、法律の方の二十三条の十号についてきめたものでございます。その趣旨は、家は幸いにして流されはしなかった、滅失もしなかった、しかしながら、そこに土砂あるいは土石というようものがめり込んできた。そこで、とても住

んでいけない、こういう場合があるわけでありまして。さような場合には、その家に住んでおる人たちは、その土砂、土石をどかさないう限りは、もうそこで寝ることもできない、こういう場合でございます。そういう場合の応急の処置といたしまして、そういう土砂が運び込まれたために、日常生活が営み得ない、また、そういうものを排除することが自分の力でもってではできないという場合に、その人が日常寝ることでもないという分を排除するという程度において、これを除去することを認めておるわけでございます。従いまして、当然、それは人間の住んでいておる部分に限られる。離れがあるとか、あるいは土蔵があるとか、そういうものはこの対象になっておらぬわけでありまして。ですから、そういう住家に関係のない分野は、この災害救助法の関係ではございません。御指摘の土石とか、それとのかの除去というものは、厚生省の関係とは別なものと思えます。

○五島委員 それはわかりました。ところが、私、厚生省の担当の方に一度電話で問い合わせをした。それらはさうそく生活に困る。ところが、三〇〇の基準であるということ、その三〇〇の基準がどこから出たのか、わかりませんけれども、しからば、村全体の住居が土砂に埋まっていた、その場合は、全体にこれが及ぼされると解釈してもいいのでしょうか。

○大宰府政委員 係の者のお答えが、それらでございます。従来三〇〇でございます。それを今回一五〇に改善いたしましたから、それは一五〇というこ

とで御了承いただきます。その場合に、御指摘のように、災害の実態は千態万様でございますから、この基準でもってまかなない切れない事態が起きないとは限らない。従いまして、先ほど申し上げましたように、厚生省から流しました基準というものは、一応の基準でございます。大体は、従来はこれでもってまかなっておれた。それを今度は災害の実態によってそれではだめだということでございます。厚生大臣に特例の承認を求めて参ります。私もそれは十分相談に乗ってやつておるわけでありまして。ただ、従来の例から申しますと、そうやみくもな基準ではございません。今般も相当改善いたしましたので、大体これでいけるとは存じますが、しかし、その点は災害の実態によって十分現実に考えて参りたいと思えます。

○五島委員 さいぜん三〇〇と言ったのは、私もちょっと間違いました。三〇〇ですが、なほ少ないのじゃないかというように考えるわけです。その三〇〇の基準というものは、村の戸数の三〇〇として費用を支出するというようなことではないかと思ふのです。その三〇〇を今回一五〇にしたということはあれですが、一五〇以上あった場合に、現実に即して十分これを措置するといふのならば、ほんとうに現実に困った人々、世帯については、全面的にこの排除の費用は措置されるということに了解していいのですか。

○大宰府政委員 その村の全戸数ではございません。半壊あるいは床上浸水ということでありまして、つまり、そのような障害物の除去に該当し得るよ

うな戸数の三〇以内、かように考えております。それがもしこえる場合がありまして、先ほど申しましたように、それは自力ではどうにもならない、当然補助費でそういう措置をしてやらなければならぬという事態があります。ですから、それは見てやるべきであります。そういう場合に、地方から相談がありますれば、私も、当然そういう面において相談に応じ、また、措置をいたしたいと考えております。

○五島委員 それでは倒壊、全壊、流失、そういう家の被害について、住むところがない、従ってお寺や学校に收容されておる——まだ大阪では、住むに家がない人が、收容所に相住まいをしなればならぬ状況だということ、大阪の地方紙は大々的に取り上げておりました。これについては応急仮設住宅の措置があるわけですが、それと、坪当たり二万円、そして五坪の応急仮設住宅を作るんだ、それも三〇〇程度にきめるんだ、この点については、五坪の二万円、十万円では、仮設住宅も建てられないというようにいわれております。これは材木の値上がりあるいは労務賃金の値上がり、そういう関係で、応急仮設住宅は建設できない。しかも、三〇〇程度では少ないのじゃないか。それから、幾ら瞬時の応急的な住宅としても、やはり家人の数によつて、五坪程度ではどうして住むにたえないのじゃないか。従つて、人員の都合によれば、この五坪をもう少し広げて仮設住宅を建ててもらいたいという要望が非常に強いと思ひます。われわれは、その二万円、五坪の仮設住宅を建てて、一体どういう家が建つだろうというように心配をしておるわ

けですけれども、この件について厚生省の考え方を聞きたいと思ひます。

○大宰府政委員 お答えいたします。応急仮設住宅は、申し上げるまでもなく、災害にかかりました当座は、避難所なり何なりに避難するが、それは学校であり、お寺である。それが一段落いたしましたれば、それぞれ家のある方は家に帰つていただく、あるいはまた、親戚なり何なりでもって一時生活することができるとは、さうしていただく。さうでない方につきましては、やはり国が住宅を建てるといふことを考えている。それは建設省の方で災害住宅としてやっているわけでありまして、これはやはり若干の時日が要る。その間は、いつまでも学校の講堂なり何なりにいるということ、これは許されぬことでございます。さうな間を応急仮設住宅というものでやっているわけでありまして、従いまして、応急仮設住宅は、二万円の五坪というところで何ができるかという考えを持てる向きがあるわけでありまして、さうな、まさに応急の仮設住宅であるというものがこの建前でございまして、さうな点から考えてみますと、従来私どもは、この二万円の五坪でもって大体いい、かように考えておつたのでありますが、最近におきまして物価の状況等にかんがみまして、これを少し引き上げる、それから内容も若干よくするといふようなことをいろいろ考えまして、十万円でありましたものを十三万円というにいたしました。現在十三万円でございます。これににつきましては、こういう場合には国有林等の払い下げがあります。さ

○灘尾国務大臣 今お答え申し上げます。通し、政府側の幹事役と申しますか、大平君とお話のあったことと申します。よく相談いたして進めて参りたいと思います。

○八木(一)委員 厚生大臣お忙しいようですが、一つ大蔵省側にお伺いをいたしたいと思ひます。

今灘尾厚生大臣や、先ほど官房長官といろいろ論議をかわした点をお聞きになっておられたと思ひますが、大蔵省としては、ただ財政を、会計の帳じりを合わせるという事で考えてはおられないと思ひます。金というものは、それが国民のために直接はんとするに有効に役に立つよう、それが国民の政治に対する信頼、社会への意欲をふるい立たせるのに直接に役に立つところ、それが大きく精神的にも影響するような一番大事なところに金を使うことが、ただ帳じりを合わせることも、ほんとうの意味の財政計画だろと思ひます。そういう意味で、先ほど灘尾さんと大平さんと私どもがいろいろと協議をいたしましたことについて、大蔵省が大きな立場から、ただ帳じりを合わせるというような会計係の立場ではなくして、国民の大事な血税を最も有効な方向で活用するという立場で、この問題をお考えになっていただけたと思ひますが、一つ大蔵省側として、このことについて御答弁をいただきたい。

○天野政府委員 個人災害に關連した問題の考え方につきましては、先般当委員会におきまして、池田総理から詳細にわたってお答えがあったわけでありましたが、ただいま厚生大臣からもお話をあつた通りでございます。その間にはいささかも食い違ひがないわけであります。財政当局といたしましては、その考え方の方針に従つて進むことになっておる次第でございます。

○八木(一)委員 財政当局としては、今大平さん、灘尾さんに対して私どもが質問したことを聞かれたことと思ひますが、先日池田総理の御答弁は、非常に有能な政治家と伺つておるのであります。が、どんな有能な人でも、そんな一時間ぐらいの論議では、国民の声を代表した声を理解する能力はありませう。ですから、政府側が一応こういうふうにならうと認めたことであつても、それに對して国民の代表の府である国会で論議されたことを取り入れてやうていくことが政府の立場であつて、この前の池田さんののは、今のところ政府はこれだけしか考えられないというやうな点をもととした御答弁だったわけでございます。池田さんは、国民を代表すると稱しておられる自民党の總裁であり、この自民党内閣の池田内閣総理大臣でありますから、国民の声を反映したことをやうていくという立場をとつておられるはずであります。ですから、まだ検討の足りない、政府の方でちよこちよこときめた案、それに対して十分討議のできていない立場において池田さんが言われた言葉と、ほんとうに論議が展開されて、ほんとうに国民のための政治家であるべき池田さんが、じっくりとその論議を聞かれて考えられた立場とは、おのずから違ひわけでありまして、そのやうな意味で、この特別委員会の論議は展開されておるわけでございます。池田さんのかわりに、大平さんが聞かれて答弁をされた。また、この問題の主管官庁である灘尾さんが、積極的に答弁をされた。

これが内閣の立場でなければいけないわけでありまして、その立場で、内閣の一つの部局を持つておられる大蔵省としては、このやうな内閣全体の方向について、財政を生かすという立場で考へていただく必要があつたと思ひます。いろいろの局や課でかりに考えた原案のごときものでとどまつておつては、政治は発展はしません。議会の必要もございません。局部の大蔵省の役人だけが問題をきめてしまつてう政治にとまつてしまつておつてあります。それでないやうな意味で、きやう論議をされたやうな問題は、非常に重大である。この問題を生かすために金を使うことが、ほんとうの財政の方針である。そして内閣自体は、被災者のために手厚い援護をできるだけ急にやうたいというものが、大平君の言つたやうな方針であるという立場に従つて、財政当局が対処されるのが当然であるし、賢明なる政務次官は、このやうな立場を当然とつておられると思ひわけです。そういう意味において、今後いろいろ政府間の話し合いにおいて、大蔵省が積極的に協力をし、ほかの省がなまけておつても、大蔵省が財政の金を有効に使う立場から、そういうことをやうてみせる、積極的にほかの省に、そういうことをやうたらどうかという相談をかけるというやうな意気込みで、一生懸命御努力になるといふことが、おそらく水田大蔵大臣が正しい政治家であれば当然だろと思ひますし、水田さん以上に国民のことを考へておられる大蔵政務次官は、それ以上にそういう考へ方を持つておられると思ひます。そういう意味で、池田さんのこの前の答弁というやうな、ごく末梢的な一時的なものではなしに、池田さんも国民のために考へたいと申されておるわけでございますから、今展開された論議、国民のための立場で、有効な財政運用をやる立場で、内閣自体とあるいはまた厚生省と協力をし、協議をして、問題を積極的に進めるという立場で、御答弁をいただけるものと確信をするわけでございます。国民にわかりましてお願いをするわけでございますが、どうか前向きに御答弁をもちとつきりとお願ひをいたしたいと思ひます。

○天野政府委員 御趣旨の点はよくわかるのでございます。考へ方といたしましては、先ほど厚生大臣がお話になりましたように、よく研究をするに申されておるわけでございます。私どももいたしまして、これは研究しなければならぬ問題だと思ひます。現在の考へ方といたしましては、先ほど申し上げた通りでございます。

○八木(一)委員 前段はいいのです。が、現在の考へ方としては、現在こでいろいろ論議を聞かれたわけでございます。これについて与党の方もおられますけれども、そんなことについて反対的な不規則発言もなかったというわけでございます。民主社会党の方は今おられないやうでございますが、われわれの話し合ったところによると、全面的に同じやうな意見を持つておられるわけでありまして、でございますから、国民の代表の各党がそういう気持を持つておられる。それを實際に早く実現するというのが行政府の立場だろ。ですから、今までの答弁は変わりございませんとのことではなしに、一生懸命取り組むというお氣持を十分

なること、その人が災害を受けた以上、不当にまたそのほかに財政的な非常な苦痛を感じるわけです。扶養義務の点もそうです。普通の状態ですんだん貧乏になった、そうしたら、よそにいる兄弟が弟のことを見なければならぬ、ということに、もし準備があれば、そのときには、とにかく北海道の兄さんは、大阪の弟のために、あそこはだいぶ困っておる、自分も見てやらなければならぬと思つたら、生活の計画があるわけです。事業に投資してもうけようということを考えなくて、もうけは少なくとも、その金を用意しておいて弟を助けてやろうという心の準備がある。ところが災害で一ぺんにだめになってしまったときは、そういう人は対処ができない、一日前であつたら弟のために金を送ろうと思つておつたけれども、これを事業拡張のために使つてしまつて、それがしてやれないという人があるわけです。そういう状況に対処するためには、どうしても特例法が必要であります。公平の原則ということとは、もちろん生活保護にはありますけれども、一方において、個人災害に対して国の法律がいろいろな点で欠陥だらけだというときには、その最低の生活保護をここで大きく動かすというためには、どうしても特例法が必要であります。恒久法で直せということでは問題点が多いから、なかなか対処できないというお考えも、一つの理屈として通るでありましょう。恒久法じゃない、被災者援護法で申し上げたのは恒久法でありますが、この問題は生活保護法の特例法を作っていた方がいい。特例法であれば全般的な法

体系がどうということはいさいせん。ほかに土木災害あるいは農業災害の特例法を作っている。そういうことを考えれば、この最低基準の生活に適用するための特例法は、当然それ以上に重視されなければならないと思います。今まで出されなかったことについて追及する意図はありません。これから池田内閣は、難民厚政は、ほんとうに取り組んでいただければ、われわれは一緒にこの問題の業績をたたえるであります。政党内心は一切持つておりません。政府が出していただければ、われわれの提案を、準備は完了しておりますが、お待ち申し上げておけようであります。しかしながら進行せられないのであれば、われわれはやはり出して、そして論議の過程で政府が進行していただくように、また与党でも進行していただくように、この問題を進めなければならぬ。そういうめんどうくさいことをしないで、政府がほんとうに決心をすれば、大ぜいの公務員の方もおられるし、われわれが準備するより簡単であります。われわれでも二、三日で準備ができますから、政府が一日で準備できないはずはあります。問題は、閣議で先生が強力に主張されて、これを貫かれる、そして大蔵省の方も相当考えられると思えます。ただ帳じりだけを合わせるというものがあれば、それを先生が国民の立場で断じてこれはいけぬ、直せというのを御主張になるだけで片づく問題であります。それをやられる気持を持たれ、それをやられるだけの見識を持たれ、やられる能力を持たれる。難民厚生大臣であらうと私どもは信じ

ております。また厚生省をあずかっておる厚生大臣は、何人であらうと、そういうことに対処していただけるものであると、国民は概括的に信頼している問題だろうと思えます。どうか、今までの先生のりっぱな業績がございしますが、それに一つ国民の立場に立ってその業績をつけ加えていただく意味において、今からでも少しもおそくありません、先生の踏み切っていたかどうかという決意を、ぜひこの場において披露していただきたいと思えます。

○難民國務大臣 私、これはどうしてもやらなければならない必要性がある、こう考えますれば、あくまでも所信を貫くつもりであります。また党と皆さんがどうおっしゃるかと、これが国民のためになることだということなら、政治家としてあくまでもそのために努力する、これは当然のことだと思ふのでございします。もちろん足りないところだらけでございしますので、いろいろ御注意も受け、御指摘にもあずかりたいと思ひます。ただ今お述べになりました問題は、いろいろの事情もあろうかと存じますけれども、実際問題として行政の運用によってやっていける、かように私は考えますので、今日まで特例措置を作るといふふうな用意をいたしておらないのであります。

せいかくのお話でございしますから——もちろん、私は八木さんのおっしゃることを、決しておろそかに聞いていないわけではあります。ただ私といたしましては、これはやっていけるのではないかという気持があるものです。かなお検討はさせていただきますと思ひますが、現在の私の気持から申します

れば、しいて特例措置をする必要はないのではないかと一うふうな考え方でおります。ことを、はなはだ恐縮でございします。一応申し上げておきたいと思ひます。

○八木(一)委員 一つ前向きで至急熱心に取り組んでいただきたいと思います。行政措置で一年間後に扶養義務を追及しない。たとえば補足性の原則の中の財産の処分を少なくとも一年間くらしい行政措置で追及しないで、生活保護法が適用できるという見通しがつかれたならば、また問題は別でございします。見通しがつかれるかどうか、一両日検討されて、そのようにやってみせます。特例法の必要はないという自信があらになりまししたら、そのようなことをはつきりとおっしゃっていただきたいと思います。またそれが法制的にやらなければ一年間無理だということになれば、法制的に出されることとが、今のお気持では自然の成り行きじゃないかと思ひます。どうか厚生大臣は至急熱心に御検討になって、行政的に必ず一年間くらしい追及をせずに生活保護法を適用するという態度をきめられるか、それが行政的にはむづかしいときには必ず特例法を出すということについて、来週の月曜日くらいまでに一つ意思表示をしていただくように御努力願ひたいと思ひます。

なお、至急に考究していただかないと時間切れになりますから、五分間くらいで問題点を言っておきます。御答弁は、今言った生活保護法の問題とともに、月曜日からいまだに一つ御検討いただきたいということでありす。一、国民健康保険法では災害に対して減免をすることができるといふこと

があるわけでありす。しかしながら、保険料の減免ができるということとございします。一部負担の方については、私ちよつと勉強不足であります。その方も必要だと思ひます。ことに、そのような国民健康保険の保険料並びに本人負担分、それについて減免措置をするというふうなことを、それから、それに対して、国民健康保険財政に対して国が補てんをする措置、非常に大きな高率、少なくとも、九割五分くらいは補てんをするということを進めなければならぬと思ひます。国民健康保険法の規定には、そういうことができないと書いてございす。国民健康保険が補てんをしなければ、その財政のことを考えて減免規定は発動をしない、そういうことが一点。

それからもう一つ、国家公務員共済組合や公共企業体の共済組合の方では、災害に対して見舞金が出るというふうな規定があるのと伺つております。ところが、厚生年金やそういうふうな対象者には、そういうことを寡聞にして今まで伺つておらないわけす。比較的程度の高いそういうところには見舞金という制度がある、ところが、ほかの労働者にはないというのでは、これは非常にバランスを失します。見舞金という制度がとれないならば、厚生年金の保険料、あるいは健康保険料、あるいは日雇労働者健康保険料、あるいはまた、労働者健康保険料、あるいはまた、失業保険料、そういうものについて、一定期間災害を受けたと指定した人たちに對してこれを減免する。被保険者自体はもちろんであります。被保険者も事業主の方も被害を受けたら、そちらの方も減免をする。減免をして

も、法律によって体系が違ひます。たとえば、法律によつては、その保険料納入が給付を受ける要件を制約している部分があります。たとえば失業保険法、日雇労働者健康保険法がそうであります。その減免した部分を、国が一般会計からかりに一定期間これを納めて、直接本人が払わなくてもそのような給付を受ける資格があり、保険料を納入したと同じように対処をしなければならぬと思ひます。非常に程度の高い方の社会保険、共済組合法では見舞金の規定がある。程度の非常に低い、給付の貧しい労働者にはそういうことがない、あるいは貧しい国民にそういうことがないことに対処するために、国民健康保険、日雇労働者健康保険、失業保険、船員保険、あるいはまた厚生年金保険、そういうものに対する一部負担の減免であるとか、保険料の減免であるとか、国庫の負担であるとか、あるいはまた、政府管掌であれば、一般会計から特別会計に金を移すというふうなことをしなければならぬと思ひます。その問題について、厚生大臣は、直ちにその通りだとお答えいただける問題であらうと思ひます。でも、五分間の制約がございします。一両日慎重に前向きに御検討を願つて、政府みずからそういう法律を出していただきたいと思います。私どもはそのことを用意しておりますので、時間をお急ぎでありましたら、衆議院の法制局に内閣の法制局から御連絡になれば、一分間で法律はできます。そういう点で、一つ考えておいていただきたいと思ひます。

まだございすけれども、お急ぎで

でございますから、これからは災害対策委員会のたびごとに厚生大臣の御出席を要求いたしておきます。これはほかの委員会と災害対策委員会との話し合いになると思いますが、院外の形式的なメッセージのようなものは一切お断りになって、災害対策委員会の論議に参加する用意をしていただきたいと思ひます。

以上、この点を申し上げて、質問を終わらせていただきます。質問をしますから、労働省の官房長が来ておられますので、労働の問題で簡単に聞いておきたいと思ひます。

そこで、一年に関連する災害の中の労働の問題で、失業事業に関する特例法、それから失業保険の特例法、これは昭和三十四年災のとき特例法が作られたわけですが、労働省は、この二つの法律について、今回の関連した災害についての特例法を出される気持はないのかどうかということですが、

○村上茂政府委員 御質問の内容は二つの法律に關係しておるようでありますが、まず、第一の失業保険の特例の問題でございます。御指摘のように、伊勢湾台風の際に特例法を制定いたしましたことがございます。災害によりまして事業場が休業せざるを得ない、あるいは事業場が休業はしないが、労働者が通勤不可能のために働けないという場合に、その間の休業に對してどのように対処するかという点につきましても、労働省としては、職業安定所のみならず、労働基準監督署もございまして、最近の求人難の現況にかんがみまして、そういった場合におき

ましても、労働している場合の賃金を下回らないように、失業手当なり、しるべく措置するように行政指導をして参つておるのであります。しかし、伊勢湾台風の場合においては、賃金の支払いを受けなかつた期間が一月以上といったような状態の労働者が六千四百八十名もおつたという状態でございます。まして、行政指導ではなかなか処置できなかつたような、非常に大量かつ緊急の特殊状態でございますので、特別立法で御処置いただいたわけでありま

す。しかし、最近の台風、ことに第二室戸台風の災害状況を見ても、そのような状態でありまかつ労働者は、比較的数が少なくなつてしまつて、しかも、大阪周辺に集中しているようでございます。かねて、労働省としましては、最近の求人難の状況から見まして、特に大阪などは、労働の需給關係は、先生御承知のように逼迫しておる地域でございますので、そういった災害によつて休業したような場合においても、事業主の配慮によりまして一定の措置がでますように指導してきておるわけでありま

す。そのような事情を考へますと、伊勢湾台風の場合と今回の場合とは、ややその実態におきましても差があるように私は認識いたしております。とりあへず、行政措置によりまして、特に問題になります労働者は、数で約百名というふうに把握いたしておられますので、しかも、それが個々の事業場に分けて考えますと、一事業所当たりの数も少なくなつてしまつたので、行政指導によりまして効果が上がるように、目下鋭意努力してゐるような次第でございます。そういった結果を待ちましてやりたい、か

ように考えておる次第でございます。

それから、第二の特例の問題は、緊急失業対策法に基づく失業対策事業の高率補助の問題だと思ひます。これも、伊勢湾台風の場合には特別立法に對して措置したわけでございますが、その後における災害の例としましては、チリ地震の場合におきましては、予算上の措置によりまして伊勢湾台風の場合の特別立法の場合に對けると同様な措置をいたしたような次第であります。

今回の場合におきましても、このような前例にならなかつて、予算上の措置として高率補助の適用をするという線と、目下検討しておる次第でございます。なお、この配分については、まだ基礎的な資料が十分把握できておらないような状態でございますので、実情を把握いたしまして今後対処して参りたい、かように考えておる次第でございます。

○五島委員 その集中豪雨のときも、この二つの特例法を作る必要はあるまい、それで、予算上の措置として、行政措置で十分まかなつても、これは長野県、天竜川の問題等々がございまして、第二室戸台風も、今村上さんから話されるところによると、非常に雇用状況等々が伊勢湾台風とは違ふ、これは幾分か異なりますけれども、どれだけの人がこういうふうな法律に該当するのかわからない、人員がまだ出ていない。しかし、集中豪雨のときも比較的少なかつた。幸い、今回も比較的少なかつたというところは非常に喜ぶべきことだと思ふので、すけれども、私が徳島に行つたとき、製塩場におけるところの湛水ですね、海水が入つてしまつて、これを復旧するとい

うようなことが、これまた、長野の天竜川と同様にずいぶん長くなるだろう、これは一カ月以上かかるだろうというふうなことです。そうすると、そこに雇用されている労働者諸君が常備であるかあるいは日雇であるかということなのですが、これらの人々は、ほかの方に仕事をしに行つてゐるというのです。そこで、先日専売の方の担当に聞きまして、賃金は失つていないというのを聞いたんです。ところが、その製塩場の方では、日雇いに出てゐるんだというのです。そして、かねてなまじいところの仕事をするものだから非常に困つてゐるんだ、というところは、災害のための公共事業に出て仕事をしておられるのじゃないかと思ふ。その点などの把握が労働省としてまだ十分じゃないのじゃないかと思ふのです。だから、賃金を失つておらないのだったら、これは何もわれわれがその面について心配する必要は毛頭ないわけですから、これが賃金を失なわれ、ほかのところから賃金をとつておれば、生活に困窮するということはないと思ふので、すけれども、台風が来た、そして一日、二日、三日仕事ができない、それから需要が非常に多くなつて、自分の職場では仕事はできないけれども、他の職場で仕事ができる、そうすると、その中で失業保険の問題等々も出てきやしないか、こういうふうにも思ふものですか、従つて、四国出身の生田さんや阿部代議士などもこの問題に注目されているわけですか。たとえば、製塩業の方にはいろいろの国庫補助がそれぞれの立法の中から援助される。ところが、労働者そのものに對しては、これらの問題の特例を作つ

てやらなければ非常に気の毒な面が出てくるんじゃないかと考えております。そこで、今、村上さんが言われるように、伊勢湾台風、チリ地震で従来措置をしたと同様な、あるいはそれ以上の行政上の措置、あるいは財政上の措置をやりたいと言われることはわかるので、すけれども、これ労働省としては人の面、労働者の面については十分まかなえるという自信がございまして、それを聞いておきたいと思ふのですが、いかがでしょうか。

○村上茂政府委員 ただいま徳島の例をあげられて御質問がございまして、詳しい事情は十分把握していませんが、お話を承つて私も感じます点は、二つの問題があるやに理解されるのであります。一つは、失業保険の特例として扱ふ前提として、失業保険の適用事業であるかといふ問題と、それからもう一つは、労働者が、特に製塩事業でございまして、日雇ひ形態で労働しておるという場合がありまかつ、そういうような場合には、今おつしやいましたように、製塩の方がだめなんだ、それで日雇いで雇はれておるから、ほかの仕事をするという場合もあり得るわけです。そういう場合には、伊勢湾台風の場合のような特例を行ないまして、もともと日雇ひということで別な保険形態に所屬しておる。こういうことになりまかつ、伊勢湾台風と同様な措置ではカバーできない、こういうふうな問題があるうかと存じます。しかし、それは、今お伺ひしました点についての私の判断でございますので、それより、むしろ実態をつかんでおるかどうかという点の御指摘でございますが、

たとえば、徳島の例で申しますと、災害を受けました適用事業の中で、解雇したというのが二件、解雇者数が十二名というふうに把握しておりますけれども、相当長期にわたりまして休業をし、かつ賃金が支払われておらないという例は、徳島に限りましては、私どもの調査上ではゼロになっております。もともと、若干ではありますけれども、休業をしたという事業の数はございまして、相当長期にわたって、現在なおかつ休業しておるといふような例につきましては、調査上はゼロ、こういうようになっております。

このような資料はいずれにいたしましても、問題は、事業そのものに対してはいろいろな手当がなされておるが、労働者自体に対しては処置せぬでいいか、こういう点についても御質問がございましたが、私どもの基本的な考え方としては、労働者の問題につきましましては、まず第一に、労使間におきましてそういった問題についての話し合いがなされる余地がございまして、そういった労使間の話し合いによる結果をまず見たいということが一つ。それをもつてしても、なおかつ処理できないという場合には特別の措置を考えたいと思いますが、ただ、失業保険法の特例につきましては、これは先生御承知のように、就職と関連しておる問題でございまして、労働市場の状況から、他に職業紹介をするのが容易であるという場合について、何もいって失業保険に依存しなければならぬ、こういう必要性も比較的に薄いわけでございますので、そういった労働市場の状況とにらみ合わせまして、この失業保険の適切な運用をはかりたい、かように考える次第でございます。

○五島委員 それでは、村上さん、今の説明で――今まで災害対策で労働面については初めてお伺いするわけですね。それで、非常に該当人員が少なくないということがわかりました。それから、もしも雇用の面、失業の面、あるいはその他に対処するところの施策の面で、具体的にその困難な状況が出てくれば、それをとらえて十分行政措置あるいは財政措置で、従来と同様の措置を行なうというように了解していいですね。そして、私は、労働省は人の面についてできるだけ十分の対策を講じてもらいたいということをお願いして、非常に簡単ですが、質問を終わりたいと思います。

○古川委員長代理 本会議散会後再開することとし、暫時休憩いたします。午後一時五十分休憩

午後三時四十一分開議
○秋山委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、申し上げます。本委員会において審査中の七法律案中、昭和三十六年六月及び八月の豪雨による堆積土砂並びに同年六月、七月及び八月の豪雨による洪水の排除に関する特別措置法案を除く六法律案につきまして、内閣より修正の申し出があり、先刻、本院におきましてこれに承諾を与えました。

この際、昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案、昭和三十六年六月及び八月の豪雨による堆積土砂並びに同年六月、七月及び八月の豪雨による洪水の排除に関する特別措置法案、昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害、同年九月の風水害又は同年十月二日鹿児島市に発生した火災に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案、昭和三十六年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案、昭和三十六年五月の水害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受け

た地方公共団体の起債の特例等に関する法律案、昭和三十六年五月の風水害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案、及び、昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案、以上、七法律案を一括議題とし、審査を進めます。

月二日鹿児島市に発生した火災」に改める。
第一条第一項中「又は同年九月の風水害であつて政令で定める地域に発生したもの」を「若しくは同年九月の風水害であつて政令で定める地域に発生したもの又は同年十月二日鹿児島市に発生した火災」に改める。

昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案中修正
第四条第一項第一号及び第三号中「五十万円」を「百万円」に改め、同項第二号中「百五十万円」を「三百万円」に改め、同条第三項中「八億五千万円」を「十四億円」に改める。

昭和三十六年五月の風水害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案中修正
題名中「六月」の下に「及び十月」を加える。

昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害又は同年九月の風水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案中修正
題名中「又は同年九月の風水害」を「同年九月の風水害又は同年十月二日北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案中修正」に改め、同条第一号及び第二号中「災

災を含む」の下に「以下同じ。」を、「六月」の下に「及び十月上旬」を加え、「(以下「災害」という。）」を「(以下この条及び第三項において「五月の風水害」という。）」に改め、同条第一号及び第二号中「災

○安井国務大臣 ただいま議題となり
ました昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は、同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案中修正について御説明申し上げます。

さきに提出いたしました法律案におきましては、本年の災害を受けた地方公共団体に対し、地方債の発行の特例を認め、さらに農地等の小災害復旧事業にかかる地方債について国が元利補給を行なうこととされておりますが、その後の災害の発生状況にかんがみまして、十月上旬の水害につきましても、これらの特例を適用するとともに、本年の災害を受けた公共土木施設及び公立学校施設につきましても、国の特例措置の一環として、小災害復旧事業債について国が元利補給を行ない、もって被害を受けた地方公共団体の財政運営と小災害復旧事業の円滑化をはかるものとしてあります。

以上が、この修正の理由であります。次に、この修正の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一は、地方税等の減免により生ずる財政収入の不足を補うため、または災害対策に通常要する費用の財源とするために、地方債をもつてその財源とすることができ、地方公共団体及び農地等の小災害復旧事業にかかる地方債について元利補給金を交付する地方公共団体に、十月上旬の水害を受けたものを追加しようとするものであります。

第二は、公共土木施設及び公立学校施設の小災害復旧事業の元利補給であります。これは、公共土木施設につ

いては、一カ所の工事の費用が、都道府県及び五大市については十万円以上十五万円未満、その他の市町村については五万円以上十万円未満、公立学校施設については、一学校ごとの工事の費用が十万円をこえる災害復旧事業に對して発行が許可された地方債について、国がその元利償還金の百分の三十八・二に相当する額の元利補給を行なうとするものであります。

なお、この種の地方債については、元利償還額の二八・五%ないし五七%が地方交付税の基準財政需要額に算入されますので、交付団体においては、国の行なう三八・二%の元利補給金とあわせ元利償還額の六六・七%から九五・二%に相当する部分の財源が関係地方公共団体に付与されることになるわけであり、また、対象となる団体の指定は政令にゆだねられており、従来、従前の例に準じ財政力に比し被害の著しいものを指定いたす予定であります。

第三は、以上申し上げました改正に伴い、地方債の引き受け、起債許可の協議及び政令への委任に関する規定について必要な整理を行なうとするものであります。

以上が、昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案中修正の理由及びその要旨であります。

○農地委員長 中馬農林政務次官

○中馬政府委員 ただいま提案になりました昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、

八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案中修正の内容について御説明申し上げます。

この修正は、十月初旬北海道南部に発生した水害の状況にかんがみ、この水害を、この法律案に規定する農林水産業施設及び開拓地の入植施設の災害復旧事業並びに災害関連事業に関する特別の助成措置の対象となる災害に加えることとするものであります。

次に、昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案の修正の内容を御説明申し上げます。

この修正は、昭和三十六年五月から九月までの天災による被害農林漁業者に貸し付けられる経営資金について、次の二つの特例を追加するものであります。すなわち、タケノコの生産をおもな業務とする被害農林漁業者に対して貸し付けられる場合、その貸付資金のうちタケノコの生産に必要な資金として貸し付けられるものが含まれる場合の貸付限度額を三十万円とし、償還期限を七年とすること、及びもっぱら果樹の栽培を業とする被害農林漁業者に果樹の栽培に必要な資金として貸し付けられる場合の貸付限度額を五十万円とすることであり、

○農地委員長 以上で修正部分についての政府の説明は終わりました。

○農地委員長 質疑の通告があり、これを許します。島本虎三君。

○島本委員 おもな部分二点に限って、大臣に、時間の関係もございまして、から要約して、念を押すために質問したいと思ひます。

今回のこの災害の問題については、すでに皆様方知っていらっしゃる通りです。すべて省略いたしますが、その被害が意外に多かった、その被害の多いことは、とりもなおさず罹災者の窮状が深刻であるということ、それは地方自治体自身の財政を圧迫するものであつて、これは相当地方自治体には深刻な様相を呈している。その立ち直り、復旧が困難な事情にあるところの自治体も相当程度見受けられる。こういうような状態にあるわけでございます。そして早急な立ち直りと申しますか、この災害復旧対策、恒久対策の強化措置ということは、現在、地方自治体としては最も望んでいる重要な点なんです。こういうようなところに、ただいま提案されたような修正案の説明があつたわけです。私もその点、今まで主張しておつたことが、ある程度認められたことについては満腔の敬意を表します。それと同時に、財政的に対処する自治省の意向もはつきりくみ取られませんでした。今後財政的には、こういうような窮乏した自治体あたりを救うのに、おそらくはこの修正だけでは、災害の部分だけはいかぬ、これから何年か立ち上がるのに、相当程度の援助もしなければならぬと思ひます。これに対して基本的な考え方を伺いたいと思ひます。

○安井国務大臣 お話の通りに、災害の被害が、市町村によりましては相当甚大なものがございまして、財政的にも困窮しておることは御指摘の通りでござい、

ございます。自治省といたしまして、この立ち直りのためには最善の力を尽くさなければならぬと思ひます。とりあえずは交付税の繰り上げ支給等をいたして、これは総額百二十四億程度の繰り上げ支給をいたしております。さらに、今回の予算におきまして、九十億の起債ワクの拡張、さらに税の減免等による減税額の補てんというふうなことも考えております。もう少し成り行きを見ました上で、今度は特別交付税等におきまして、できる限りの措置をいたす予定でございます。さらに、来年度の予算につきまして、この基準財政需要額において十分その被害程度を勘案いたしまして、交付税等においても措置をいたしたい、そう考えております。

○島本委員 大体考え方はわかりました。ぜひそれは自信を持ってやってみて、あつたければならない。やつて下さい。あと二つだけ念のために確認いたします。公共土木施設の小災害にかかると、これは国が元利補給をするものであつて、今回この措置がはつきり認められましたが、今後やはりこの原則の上に立つて災害に適用するものであるかどうか。それと、国は公共土木施設の小災害復旧事業のための地方債の百分の三十八・二ですか、この元利補給を行なうというふうには、はつきり提案されました。これも同様にはつきり数字まで出しました以上、今回だけの措置だ、今後こういうことに対しては一切知らないというのでもないと思ひますが、この際、この二つについて

○安井国務大臣 小災害に対する特例措置として、今度は特例法案を修正で

お願いしておるわけでございします
が、これはお話の通り、でき得る限り
恒久化すべきものである、また、国の補
助率等につきましても、できる限りこ
れは固定させることがいいというふう
に私どもは考えております。現在災害
対策基本法案の御審議を願っておりま
すが、この法案の趣旨によりまして、
これが通過いたしますれば、もろもろ
のこういった特別立法は恒久化するこ
ういう趣旨がうたつてございします
ので、できるだけ御趣旨に沿うように
今後も努力いたすつもりでおります。
○島本委員 恒久化をはかり、これが
実現するという前提の上に立つて、も
う少し具体的な問題を一つだけ聞きた
いと思う。

それは、単独災害の点については、
公共災害は一定率を掛けて、この単独
災害の起債というふうに見合っており
ますが、これは一〇〇％、これはいいん
です。それと同時に、公共災害復旧事
業のうちの、今度は地方負担分には地
方債を認める、こういうことになりま
して、これもなかなかいいと思いま
す。ただ、この中で一つ問題があるの
は、大臣は、他の各省との連絡をとら
なければならぬと思ひますが、災害
復旧については三・五・二の比率を交
えることができないのかどうか。もし
そうでなければ、はっきり具体的に
いつ、地方自治体はこの窮状を脱す
ることができないのではなからうか、
こういうふうな考えております。この
点についても、はっきりした見通しを
聞かしていただきたい。

○安井国務大臣 今の地方負担分の起
債、単独災害が一〇〇％起債であること
は仰せの通りでございまして、これも今

後できる限り恒久化したいという気持
を強く持つておるわけであります。

なお、三・五・二の比率につきまし
は、これは災害の状況にもよりまし
し、時期にもよって使い得る金のめど
というものを計算いたしまして、さら
にこれがどうしても三・五・二の比率
でいかないというような場合におきま
しては、私どもとらわれないで、今後
この比率を動かすというようなこと
も、十分各省とも相談をいたし、考え
たいと思うのであります。ただ、大体
今までの実績によりまして、この下半
期の使い方になるわけでございします
ので、金の所要額としては、何とかそ
れで間に合つておるのじゃないかと思
います。しかし、今御指摘のような場合
には十分考えたいと思ひます。

○島本委員 その場合には、実際上地
方自治体にそういうようなしわ寄せが
くるといふことも一つ考えておいても
らつて、対策を練つていただかなけれ
ばならないと思ひます。まず、今のよ
うに議案が修正されて出てきましたか
ら、これはまことにけっこうです。そ
うしてこの災害復旧に全力を傾けて当
たる、市町村を援助してやるという自
治省の態度は、それでけっこうだと
思つております。その中で、この災害
復旧の三・五・二の割合を変更しない
場合には、現行のままでいくと、結局
は公共災害復旧事業の中の地方負担分
に問題がありますから、地方負担分に
地方債を認めて、今度は、初年度に
おいてはこれはやはり一〇〇％ですか
ら、この問題についてはまずいい。そ
うすると、国庫負担分が八〇％である
から、これは初年度は助かるが、次年
度からはこれは七〇％になるでしよ

う。そのときにはその三の比率が五に
なる。三・五・二の割合が五になった
ときに補助のパーセンテージが下がつ
てしまふ場合には、今度自治体が、次年
度目から三年度目にかけて重大なピン
チに立つということも当然考えられる
ので、これをこのままにしておいたら、
せっかくいい修正を出しても、大臣、
私を作つても魂を入れないような結果
に運営されるおそれがありますが、こ
の点の心配は全然ありませんか。

○安井国務大臣 次年度からは、災害
の実態等に対しまして、基準財政需要
額の計算にも考え方もいろいろ出て
こようかと思ひますが、しかし、今の
ような問題もあるうかと思ひます。の
で、この点、財政局長からも少し詳し
い答弁をさせます。私は参議院の方に
参りますので、これで失礼いたします。

○島本委員 その大臣の立場はよくわ
かりますが、このあとで見舞金の問題
と、それから比率の中でも、自治体の
方に最も負担のいくような二、三の問
題があるわけです。財政的な面は大臣
にかわつてやつていただきますが、ど
うしても必要な場合には来てもらうか
もしれません。あらかじめそれを含ん
でおいて、参議院で有終の美をなして
きてもらいたいと思ひます。

○奥野政府委員 今のお話は、国の災
害復旧事業が三・五・二で進んだ場合
合、地方債の充当をどうするかという
ような御趣旨ではなからうかと思ひま
す。御指摘のように、初年度は一〇〇
％充当するわけでありますけれども、
次年度になりまして七〇％の充当に落
とすわけであります。しかし、その場
合でも、災害の規模が大きい団体につ
きましては八〇％、九〇％というよう

に充当率を上げまして、当該団体が災
害復旧事業を施行するのに支障がない
ように心配りをいたしてゐるわけであ
ります。次年度になりまして、やはり
年度当初から、災害復旧事業を念頭に
置いて予算編成に当たることができま
すので、ある程度一般財源をそれに充
当して参りたい。また同時に、御指摘
のような事業に要する財源は、基準財
政需要額に総体的に算入しております
ので、その一部を充てることも、現状
から考えれば公平ではなからうかとい
う考え方もとつてゐるわけでございま
す。そういうことで、三・五・二がど
う進行するかということとは別途に、
裏の地方負担については地方債を充当
し、あとの元利償還額については基準
財政需要額の九五〇％まで算入して参り
ますので、当該団体としては、自後の
財政計画の運営には支障がないように
なるのではないかと、かように考えてい
るわけであります。

○島本委員 今度のような惨たんたる
被害をこうむつた地方自治体の中に
は、今のような措置だけでは、今度再
び三・五・二の比率のままでは内容的に
いろいろと補助率だけやつても、今の
ように八〇％に上げて、五になった
ときの半分をやるときに八〇％になつ
て、一〇〇％やつたときには、国が
もっとパーセンテージでは上がつて
おつたときには、たつた三しかやつて
いない。こういうことになつて、これ
は今言つたことをその通り受け取つ
て、まことにその通りですという場合
には、少なくとも一回に一〇〇％をや
る場合か、または五〇対五〇というよ
うな比率になった場合には確かにこれ
は言えると思う。しかし、こういうよう

な場合に、三・五・二の割合の場合に
は、財政的な負担にたえかねてゐるよ
うな貧困な町村には、そういう若干の
ものをやつても、被害が大きい場合に
は、焼け石に水に近いような状態にな
るのじゃないかと思つて心配な
です。これはそうじゃなく、三・
五・二の割合でやつても次年度以降は
一〇〇％以上の率になるというよう
な確信があつたら、それをはつきりお
つてもらいたい。

○奥野政府委員 事業の施行が三・
五・二で進められる場合でありまして
も、国の負担率は初年度も次年度も三
年度でも変わらないわけです。全体の
なを見まして国の補助率をきめるわ
けでありますから、初年度の災害に関
します補助率がきまりまして、それを
翌年度で施行しようと、またその次
の年度で施行しようと、補助率は同じ
補助率が適用されるわけでございま
す。従ひまして、今回特例法で引き上
げられました補助率は、工事が後年度
におくれましても、その高い補助率で
国が補助金を出すことになるわけであ
ります。

○島本委員 大臣はただいま、交付税
の支給を早めてやりましたと答弁され
ました。このいろいろな交付税の繰り
上げ交付といふことは、いつも問題に
なつておるわけです。今回あらじめ
こういうような注文並びに質問を受け
ない前に、もうすでに大臣はこれをや
りましたという答弁をいただいまされ
ましたが、こういうことについてはま
ことに機宜を得たものとは思ひます。
しかし、いつやるのを何カ月繰り上げ
てやつたのか、この際、専門でしよ
うからこの点ははつきりおつしやつてい

ただきたいと思ひます。

○奥野政府委員 地方交付税を交付する時期は、普通交付税について年四回と法定されているわけでありまして、しかし災害が起きました場合には、災害の状況を把握し得ることができ次第、次の期に交付すべきものを繰り上げて交付していただくのが実態でございます。たまたま交付時期に災害の状況がわかってきたという場合には、その次の交付時期の分を合わせて繰り上げて交付する、こういうような方法をとっております。今年度につきましては、六月六日、七月六日、九月二日、九月三十日、この四回にわたりまして百二十四億八千万円を繰り上げ交付したわけでありまして。

○島本委員 次に、今度の災害によりまして、だいぶ被災農家の収入皆無になつたところ、または相当額の減収になることが予想される自治体、こういうところでは都道府県税または市町村民税などの徴収猶予というんですか、こういうような措置を、それぞれ適当にとつた市町村、自治体もあるようです。ただし、自治体の場合は、市町村で条例によつてきめておりますから、それらによつてやるでしようけれども、都道府県税の場合においてもその通りなんです。そういうような場合には、徴税についてそういうような措置があつた場合には、減税分については元利付の地方債で穴埋めをする、こういうようなことになつてゐるわけですね。しかしながら、あらかじめ国税といたつてもよつとわからないかもしれませんが、所得税とかこういうようなものについても、ある程度これを考慮し

ておかないと、地方住民にとつては、仏を作つても魂が半分しか入らないような結果にしかならぬのじゃないか、こういうふうに思われるわけですね。それで、そういう減税分に対する穴埋めは、地方債で適当にやるように言つていますが、これは完全ですか。

○奥野政府委員 災害を受けた人たちに對します地方税の減免については、自治省の方で一つの基準を地方団体に示しておるわけでありまして、この基準に基づきまして地方団体が条例を制定し、それによつて減免がなされ、その減免による減収額は、これを地方債で補てんできるように措置を講じておるわけでありまして、従来例に願ひまして、本年度この種の地方債として五億円程度を予定しておるわけでありまして、まずこの程度の地方債があれば、地方団体の要望は十分満たせるのじゃないか、かように考へておるわけでございます。

○島本委員 これはやはり大臣に聞く問題だと思ひますが、あなたかわつてわかつておる限り答弁をしていただきたい、と申しますのは、市町村の職員で、やはり今回の台風の被害を受けた人が相当程度ある。その人たちは、家族弔慰金の支給や災害見舞金の支給を、それぞれの職員共済組合の実施によつて受けておる、こういうようなことになつておるのではないかと思ひます。それはそれとしていいのです。職員だけがそれで、市町村民に對しては、市町村でそういうような見舞金や弔慰金を何らか交付した向きもあると聞いておりますが、こういうような者に対しては、あえて自治省の方で

はいろいろなそれに見合うような財源を与えてやれないものか、地方債なんかその中に入れてやれないものか。それともまたはつきりそれに対して補てんというものを明確に示しておけないものか。これは今後大きい一つの問題になるのじゃないかと思ひます。これは単に厚生省の所管のみであるとして、国だけに押しつける問題ではない。自治省あたりも、現に地方の自治体がそれをやつておるのですから、そのやつておる現実の上に立つてお考へにならないと、とんでもないことになると思ひます。一方におきましては、職員の方には涙金ぐらひはもらへるが、同じような住民の方にはまだいかなないところもあり、いつていふところもある。自治体自身が負担してゐるところもある、都道府県から援助を受けてゐるところもあるといふことで、それぞれまちまちである。こういうようなまちまちの状態が望ましいか望ましくないか、これに對してどういふようないか、これに對してどういふようないかは、大臣でなければならぬと思ひますが、あえて財政的な見地から伺ひます。

○奥野政府委員 まさに御指摘の通りでございます。私たちとしては、被害を受けた人の状況によりまして、身体的な被害の問題もありましようし、財産的な被害の面もあらうと思ひますが、国民全体として、そういう人たちに對してどの程度の援助の手を差し伸べるか、これはやはり制度的に考へたといふ希望を持っております。しかし、市町村にいたしましても、都道府県にいたしましても、国としてそういう措置がとられないからこれをほつて

おくというわけには参りませんので、事実上いろいろな形で見舞金を支給いたしておるわけでありまして、こういうものは国としてのものさしがございませんで、どういふふうな財源措置をしていくか、これも非常にむずかしい問題であります。先がけてそういう問題からものをさしてしまふということも穩当でないように思ひます。そういうようなことから現在、そういうような費用も含めて被害額の二割を特別交付税として交付する、こういうような方式をとつておるわけでありまして、その中には今お話にありましたような主要財源も含んでおる、こういう氣持で算定いたしておるわけでありまして。

○島本委員 これも確認しておきますが、今まで私が申し上げましたことにつけ加えて、現在都道府県から出ておるのがあり、市町村からそれぞれ見舞金、弔慰金並びに家族見舞金というようなものを出しておる、こういうもの、それぞれまちまちだ、こういうふうな実態を皆さんの方でごらんできるといふならば、この際はつきり発表していただきたい。

○奥野政府委員 先ほどもお話があり、また私からも申し上げましたように、個々の府県、個々の市町村が、それぞれ自分の判断に基づいて実施しておるわけでありまして、その行なつておりますあり方というものは全く区々であります。死亡した者に対しては一万円程度の見舞金を支給してゐるところもあれば、五千円程度の見舞金を支給しておるところもある。あるいは市町村と府県において相当の開きがあるといふことございまして、統一

的な姿は現在のところはないわけでありまして。

○島本委員 それで、ないという現実にはわかつた。もうすでに支給してゐるというののも現実ですから、これをこのままにして特別交付税の額の中に入れてこれを払つてやつておる、こういうようなことよろうです。そういたしますと、公共事業の査定額、これに對して都道府県の場合は二割です。それから市町村の場合でも二割です。それをかけた分が特別交付税になつて支給されるものじゃないかといふふうなわれわれは認識しておりますので、すべてこの中に必要なもののほかに弔慰金のものも含まれておるのである、こういうふうな考へであるとすると、その額はおそろく涙金程度のものにしかなつていかなないのじゃないかと思われまふ。この点等については具体的にそれに当たるものはこれほどだといふことをお示し願ひするならば、この際はつきり答弁願ひたい。

○奥野政府委員 今お話がありましたように、府県についても二割、市町村についても二割でありまして、市町村によつて多少事情が違ひますので、二割分を府県に渡しまして、一割は機械的にそれぞれの市町村に渡す、あとの一割は、それぞれの市町村の状況を見て與がある程度額を按配してもよろしいといふこととしておるわけでありまして。従ひまして、總体的には、各市町村の被災団体にも二割が特別交付税として交付されておる。被害額が千五百億円と仮定いたしまして、府県、市町村合せてまして、二割ずつですから、四割になります。そういたしますと、六十億圓という金になるわけでありま

す。見舞金程度じゃなしに、もっと大きな額がこれに含まれておるわけでありませう。私たちは見舞金と見合せて二物と算定しておるわけではございせん。もっといろいろな諸対策費がかかるわけでございます。そういうものを合わせまして二物というように計算をして参っておるわけでありませう。

○島本委員 天災でなくて人災である。毎年同じような災害が繰り返される。余裕のある人たちの場合には立ち直りが割合にできるかもしれないが、余裕のない人になってみますと、ただ一つのよりどころがこの見舞金になるような階層の人が意外に多いわけですね。そういった点で、今お話のように、共済組合法を持つておる組合にはちゃんとこれがある。また、市町村民を指導する人の方にはちゃんと持っているが、指導される方に対しては、ほとんどそれが法令化されたものもない。やろうとすると、おそらくは、今私が申しましたように、公共事業の査定額に二物を加えたもの、こういうようなものしかまずそれに該当する部分もないし、それが全部これに当たるものじゃない。他の用途に充てられるものの中に、これをやってもよろしいという程度の流用しかできない額なんですね。そうだとすると、このまちなややり方は、やはり自治省としてもはっきり考えて対策を練らないといけないんじゃないか。こういうようなところから、おそらく災害が発生することによってだんだん自治体の方にし寄せがいくおそれがある。ことにまた、与えるものと与えられないものという考え方は、これは表現がまずいかもしれないが、やはりいろいろな点でギャップが生じてくるような結果になり、地方行政自体の実施に悪影響があるようなことがあつてはいけないと思つて、この見舞金という問題は、自治省の方でも十分考えておく必要があると思ひます。これは、あなたはこのやり方というところを言つて、その通り大臣にも、逆に自治省の方から厚生省等と相談して、この平癒金、見舞金、等という制度はどうしても地方自治体に必要なものである、こういうようなことを私の方としては進言してもらいたいと思ひます。この必要性について私は今申しましたが、財政当局の立場からしてどういふふうに考えますか。

○奥野政府委員 私は、国家のあり方ということも年々変わつてきています。思ひます。いわゆる福祉国家の建設というふうなことがいわれておりますけれども、そういうふうなことで国民の気持ちもどんどん変わつてきています。国のあり方もどんどん変わつてきています。やはり市町村なりあるいは府県にとつて、政治団体はこうやらなければならぬのだというふうないろいろな気持ちに襲われているわけでありまして、そういうふうな点から、やはり先がけていろいろな仕事をここに工夫し始めていこうと思ひます。個人災害について府県や市町村がいろいろな援助の手を差し伸べてきておる、これはそういう発展の一つの段階における現われじやなかろうか、私はこういう気持ちを持つておるわけでありませう。また、そういうふうなことから、災害のつど地方団体が相当な財政需要を持つてようになってきておるわけでございます。で、私たちがいたしましては、ぜひ国

としてもそういう段階に踏み切つて参りたいという希望を持つておるわけでございます。そういう気持ちで今後も各省の間で話し合いをしたと思つております。また、今のお話は大臣にもよく伝えをいたしたいと思ひます。

○島本委員 すべて自治体の財政の方しに寄せざるを得ないやうな、こういうような質問ばかりで何ですけれども、もう一つ具体的な例について、どういふようにしてこの問題の処理をしなければならぬかという点で伺いたい。北海道ではだいたいいたんでおる。この災害を受けた中小炭鉱そのものは、いろいろ融資を受けたりして一生懸命労働ともにやつておりますけれども、ほとんど炭鉱そのものが村である、村そのものが炭鉱である。従つて、炭鉱の施設を村民がそのまま利用しておる。水道においてもしかり、いろいろな問題がそこにあるわけですね。今度の災害の場合等におきましても、鉱山の鉱業所がその所有であるがために、直接それに対して村自身が、村民に対して水道施設を利用してもらつておるに、かわらず、はつきりした援助もできないし、やる場合においては、鉱業所、鉱山自身の損害としてそのものを扱わなければならぬというところは矛盾もはなはだしきと思ひます。こういうふうな一つの例もあつたわけですね。また、その付近を流れておる川、こういうふうな川でも、やはり道費負担になつておる川ではございませうが、災害の起るついでに一月ほど前にこれは道費に転換したばかりです。もしそうでない場合には、惨憺たる被害だったのでないかと思はれる。こういうふうにして

村そのものが鉱業所、鉱山であり、鉱山そのものが村である、こういうふうな一つの村落に對しまして、いろいろな補助というものは、おそらくいろいろなことをやつても、対象にならない点がいふ出てくるのではないかと。水道施設、こういうふうなものが完全にそれに該当しますが、こういうふうなものを特に見てやるような方法を講じますか、こういうふうなこともあえて伺いたいと思ひます。

○奥野政府委員 お話のように、鉱山市町村のように、企業と自治体とが持ちつ持たれつ関係にあるところが相当あるわけでございます。そういうところにつきまして、もし、市町村が自分の災害復旧事業としてやつて差しつかえないもので、市町村自身がそういう仕事をしたいという場合には、できる限り地方債の対象に考へていきたい、こう思ひます。企業自身の災害復旧事業であります、これは地方債の対象にするわけに参りませんけれども、今お話のような持ちつ持たれつ関係になつて、市町村みずからの復旧事業として支障ないものでありますならば、これは当然地方債の対象として考へたらよろしいと思ひます。で、また、地方財政の面で、企業そのものを救うというふうな格好に財源を地方団体に交付していくということ、は、なかなかむずかしいことだと思ひます。しかし、その結果起ります自治体の財政につきましては、あるいは鉱産税の減収のめんどろを見ているとか、あるいは生活困難な人たちがふえたとか、起つてくる財政需要をまかなつていくとか、そういう点については、十分措置をしていきたい

と考へます。

○島本委員 十分な措置は講じなければならぬ。ことに、今のような考え方が不徹底なままに指導されております結果、災害が起つて水道が破壊されて、その水道の器材を、これは保安庁の舟で――道路が欠壊して全然通れない、鉄道も欠壊して全然通れない場合、舟で運んで――自衛隊が出動して、そばにいながらも、これは鉱業所の個人企業だから援助できないといつて、自衛隊がごろごろしていながら、その援助はしないままに、鉱山を休んで、その労働者の人が全部それを選んでりしてやつておる。こういうふうなことは、これはちょっと許される問題ではないと思ひます。そういうふうなことになるつておるに、ふだんからそういうふうな場合について十分指導しておけばよかつたのだけれども、自治省の怠慢とは申しませんが、十分これが徹底していないがために、復旧がおくれ、なお住民もそれがために困難を感じたような事態がないわけではなかつた。今のような考え方は、はつきりこれを是正しておいて、これからここまではどうするということも、財政的な点ではやつておるでしょうけれども、大臣に言つてそういうふうな指導の面でも明確にして、災害の場合なんかお互いに負担を明確な状態にしておかなければ、こういうふうな中小鉱山をかかえたいいろいろな自治体においては、おそらく今後問題も起きると思ひます。そういうふうな点は、十分考へておいてもらわなければならぬ。ことに今回の災害は、そんなことを言う必要もないほどはつきりしてありますが、町村費負担によるところの

小河川のはんらんという点が、集中豪雨の場合に意外に多かった。村の予算が年間八千万円あるのに対して、今度の損害額は五億をこえた。こういうような町村さえもあるわけであり。そういうような場合の財政の立て直しということは、まことにこれはもう惨憺たるものであつて、困難なものだ。内容に入つていって、都道府県を通じてあたたかい手を差し伸べてやらないと、今度の災害の特徴としても、その中に個人災害はもちろんあるわけだ。しかし、自治体自身が立ち上りがないほど相当痛めつけられている、こういうような自治体も、私の目に見てきたところ、五つくらいあるわけであり。こういうようなものは、いろいろと起債の点や、そのほかいろいろの補助の点なんかは、おそろしく出ていって査定する場合に、あまり厳格にしないで指導してやらなければならぬと思うのです。この点は手抜きではないと思ひますが、そういうような財政上の負担に耐えかねている町村の再建復興策というものを考えておられます場合には、これをはっきり申してもいいと思ひます。

○奥野政府委員 災害を受けたために、その団体が将来にわたつて立ち行かなくなるといふようなことのないように、災害を受けた年次におきまして、災害復旧事業費でありますとか、あるいは減収補てんでありますとか、そういうような関係の財源について十分措置をしていきたい、こういう考えでおるわけであり。大災害が起きたから数年間にちもさつちもいかなくなる、こういうことのないようにしたいといふものでございます。

○島本委員 そんな念仏ばかり聞いていたつてしょうがないですよ。あなたが、そんなことのないようにしたいと思つておられる、どういふふうにするのだ、財政上どういふふうにするのだ、そのために、財政責任者としてあなたの意向を聞くのです。ないようにしたといふのは、池田総理大臣が何回も言つておる。「私はそれを言いません」と言つたあと、次々と災害が起きて、こういうような状態があります。今度のこういうような法律案は割合に進歩したものだからいい、これをけなしておるわけではないが、あなたのような言葉だけでこういう急場は救われませんよ。これはもっと大臣と相談しておいて、そういう場合にはこういうようにするのだといふ一つのルールくらいは立てておかないと、今後はやはり相当問題の点も生ずるのではないかと思ひます。ただ、積極的に、具体的にこれは私の方から言つてみたいと思ひますが、同じ隣の村であり、同じそのそばの町であつても、災害を受けたところと受けないところがあるわけだ。ことに原始河川の場合には、その点がもう顕著に現われてきます。それはどういふように現われるか。ふだんからブルドーザーがたつた一台で、河床が高くなつてゐるその村費河川、また町費負担による河川を常に取つたり上げたりして、むだなようにすけれども、それをやつてゐるところが、今度のはんらんによる被害といふものが意外に少なかった。その町村に行つて見たらおそろしく簡単ですが、町長は、この危害を救つたのは、百の說法より、ブルドーザー一台ですよと言つてゐる。その町長の持論は、貧困町村であればあ

るほど、中央の方から各省を通じてそれぞれ必要な機材、たとえばブルドーザーのようなものでも配置しておいてくれたならば、常に災害が起るところ、または、起つたらどうにもできないようなところは、これが一台あつたら、あらかじめ、起ることをないやうにできますよ、こういうふうな言つておるわけだ。こういうような下の方の町長、村長の体談もよく聞いておいて、起こさないための一つの手段として十分これは重用してもらいたいと思ひます。これはおそろしく建設省関係の方もいけません。ブルドーザーはあなたの方ではないかもしれないが、総合的にこういうような場合も考えておいてやつてもらはないと、困ると思ひます。今後こういうような点は大臣と相談して、ブルドーザーといふものは、あなたやれるならばやつてほしいのですが、今のような考え方はどうですか。

○奥野政府委員 最初に抽象的なお答えを申し上げて、御不満を買つたようにございまして、重ねてその点について申し上げたいと思ひます。災害復旧事業で、公共災害といふものは、そのものについては、御承知のように、高率の国庫負担が行なわれるのであります。その残りの地方債についても、初年度一〇〇%充当したいと思つております。元利償還額は、その九五%まで基準財政需要額に算入していくわけであり。それから単独災害復旧事業費、これにつきましても、今回三八・二%の元利補給をするという立法をお願いしておるわけであり。さらに、これにつきましても、元利償還額の二八・五%ないし五七%を基準財政需要額に算入するわけでございます。

合わせますと、六七%ないし九五%の財源が付与されるわけでございます。財政状況の悪い団体であればあるほど、その算入率が多くなるわけでございますので、こういう面での地方負担は残らない、こういうことになつてくれるわけでございます。さらに特例法をお願いしまして、減収補てんについて地方債を起せるようにいたしまして、この地方債の元利償還については、特別交付税で二八・五%ずつ見ていくといふような措置をとつてゐるわけであり。さらに、今年度の災害を含め、今後三年平均をとつてみて被災額が標準税収入よりも多い団体につきましては、連年災害とみなしまして、特別交付税をさらに一%増額するといふような措置もとつております。先ほど申し上げましたように、そのほかに、一般的に被害額の二%特別交付税として交付するわけであり。また、災害の多い団体につきましては、いろいろな意味の対策のための財源だといふことで、相当額が算定されることになつております。そういうような方法を講じております。ということでは、災害の起つた年にすぐに財源的な裏づけをして、将来に問題を残さないようにしたい、こういう趣旨を持つてゐるからでございます。そういう意味で先ほど申し上げたわけでございます。

なお、ブルドーザーの点などについてお話がございましたが、私も全く同感でございます。災害の起つたことつと手当をするよりは、そういうことの起らないような施設を講じ得るような準備を平素から十分にさせていくといふことだと思つてございませう。

す。将来、地方債の問題につきましても、そういうような土木建設に必要な機具の購入についても地方債を認めていくとかといふような措置もつていかなければならぬだろう、こう考へておるわけでございます。そういうような方向で地方財政を指導して参りたい、かように考へております。

○島本委員 これは質問ではありません。最後に要望しておきます。いろいろと今質問した中で、答弁はいただきましたが、まだ納得できないのは、平癒金の問題で、これはあなたが今申しましたように、大臣とよく相談されて、関係方面と相談された上で、一本にして一人災といふ意味も含めてゐるような今回の災害である以上、国の方でやつておくれと、地方自治体の方へいくと、一方はもう人がたくさんあり、一方は少なくなつてくる、こういうような点でござい。これが不満になつて現れますから、これは一本にして支給するように、大臣とよく相談の上善処してもらいたいといふことをくれぐれもお願ひしまして、これで終わります。

○濱地委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十八分散会

災害対策特別委員会議録第三号
中訂正

設、公立学校施設及び農地その他の
農林水産業施設」に改める。

四ページ、昭和三十六年五月二十九日
及び三十日の強風に際し発生した火
災、同年六月の水害又は同年九月の
風水害に伴う公営住宅法の特例等に
関する法律案の理由中「又は同年九
月の風水害」を「、同年九月の風水
害又は同年十月二日鹿児島市に発生
した火災」に改める。

五ページ、昭和三十六年六月の水害、
同年七月、八月及び九月の水害若し
くは風水害又は同年八月の北美濃地
震による災害を受けた公共土木施設
等の災害復旧等に関する特別措置法
案の理由中「六月」の下に「及び十
月上旬」を加える。

六ページ、昭和三十六年五月の風水害若
しくは水害、同年六月の水害、同年
七月、八月及び九月の水害若しくは
風水害又は同年八月の北美濃地震に
よる災害を受けた農林水産業施設の
災害復旧事業等に関する特別措置法
案の理由中「六月」の下に「及び十
月上旬」を加える。

七ページ、昭和三十六年五月の風水害若
しくは水害、同年六月の水害、同年
七月、八月及び九月の水害若しくは
風水害又は同年八月の北美濃地震に
よる災害を受けた地方公共団体の起
債の特例等に関する法律案の理由中
「五月の風水害若しくは水害、同年六
月の水害、同年七月、八月及び九月
の水害若しくは風水害又は同年八月
の北美濃地震による災害」を「にお
ける特定の風水害、水害、風水害又は
地震による災害」に、「農地その他の
農林水産業施設」を「公共土木施

昭和三十六年十月二十八日印刷

昭和三十六年十月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局